

平生町告示第37号

平成29年第4回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年8月25日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成29年9月12日
 - 2 場 所 平生町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

中本 敦子さん	松本 武士君
村中 仁司君	中川 裕之君
河藤 泰明君	淵上 正博君
細田留美子さん	平岡 正一君
河内山宏充君	岩本ひろ子さん
福田 洋明君	

○応招しなかった議員

平成29年 第4回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成29年9月12日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成29年9月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 町道路線の変更について
- 日程第10 認定第1号 平成28年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第3号 平成28年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第4号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第5号 平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第6号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第7号 平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 報告第1号 平成28年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第18 報告第2号 平成28年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第19 報告第3号 平成28年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第20 報告第4号 平成28年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第21 報告第5号 平成28年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第6号 平成28年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告

- 日程第23 報告第7号 平成28年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第8号 平成28年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第9号 平成28年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第10号 平成28年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第28 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第5 議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 町道路線の変更について
- 日程第10 認定第1号 平成28年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第3号 平成28年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第4号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第5号 平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第6号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第7号 平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 報告第1号 平成28年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第18 報告第2号 平成28年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第19 報告第3号 平成28年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告

- 日程第20 報告第4号 平成28年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第21 報告第5号 平成28年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第6号 平成28年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第7号 平成28年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第8号 平成28年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第9号 平成28年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第10号 平成28年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第28 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第29 決算審査特別委員会の設置
- 日程第30 委員会付託

出席議員（11名）

2番 中本 敦子さん	3番 松本 武士君
5番 村中 仁司君	6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君	8番 淵上 正博君
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 岩本ひろ子さん
13番 福田 洋明君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 天艸裕太郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	新田 保弘君	会計管理者	中本 靖則君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
地域振興課長	藤田 衛君	町民福祉課長	石杉 功作君
税務課長	岡村 茂樹君	健康保険課長	田代 信忠君
産業課長兼農業委員会事務局長			藤山 一人君
建設課長			高岡 浩行君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			兼末 仁君
財務班長			久保 秀幸君

午前9時00分開会・開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において松本武士議員、村中仁司議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの11日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月22日までの11日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配布しております議会日誌、平成29年6月から8月分の例月出納検査の結果報告、

議員派遣の報告並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の写しをもって諸般の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告に入ります。

町長に行政報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆様おはようございます。

朝夕は、秋の気配を感じる季節となりましたが、この夏は、ほぼ例年どおりの梅雨入りと梅雨明けでありました。その後は、連日のように猛暑日が続き、山口県内では昨年引き続き厳しい暑さで雨が少ない、高温・少雨の夏でありました。

しかしながら、この地方とは対照的に、関東から東北地方にかけては、相次ぐ豪雨や長雨で日照不足となって、農作物への影響が出始めているとのことでありました。海外におきましても、殺人的な熱波が発生するなど、地球全体が異常気象に襲われているようであります。

今年は、8月上旬にかけて迷走した台風5号のように、進路もなかなか予測が難しくなっておりますが、台風シーズンは、まだ続きますので、町といたしましても、様々な災害の発生を想定し、常に危機管理意識を持って、災害に備えてまいりたいと考えております。

秋は、「実りの秋」、「文化・芸術の秋」、「読書の秋」、「スポーツの秋」、「行楽の秋」、そして「食欲の秋」と枕詞の多い季節でもあります。町内の田んぼでは、これから本格的に黄金色に実った稲の刈り取りの時期を迎えますが、「実り豊かな秋」を実感したいものであります。

そのさなか、定められました平成29年第4回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

行政報告に入ります前に少し、国の来年度の概算要求について触れてみたいと思います。

国の各省庁の来年度の概算要求が先月31日に締め切られました。一般会計の要求総額は、100兆円を超え、要求額としては、4年連続で100兆円を超えるものとなっています。

また、2018年度は、国と地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）を20年度に黒字化する財政健全化目標の達成を目指す「経済・財政計画」の当初の3年間の集中改革期間の最終年度でもあります。

経済成長と財政再建の実現には、税収増と同時に、歳出抑制を着実に進めることが不可欠であります。財務省は、年末にかけて3兆円程度の圧縮を目安として、査定作業に入る予定とのことでもあります。

一方、地方財政に関しては、地方が自由に使える一般財源の総額を「18年度まで、15年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とのルールを踏まえながら、

財務省と総務省の折衝が続いています。

また、地方交付税の概算要求額は、15兆5,995億円の0.2パーセント増と、ほぼ横ばいとなっております。

いずれにいたしましても、国の借金が1,000兆円を超える中、今後、財政再建と経済成長の課題にどう対処していくのか、地方自治体としても、引き続き、しっかり注視をしてみたいと考えております。

これから本格的な各省庁の予算折衝が行われてまいります。これまでも全国町村会や地方6団体で来年度予算要求や要望をしてきたところであります。

特に地方交付税は、地方自治体にとって固有の財源であり、地方交付税が減額されるということになれば、財政力の弱い市町村にとって、行政運営や行政サービスに支障が出るのが懸念されます。

私といたしましても、今後もいろいろな機会を捉えて、議会の皆様と一緒に、精一杯、町の声や地方の声を国や県に上げていきたいと考えておりますので、引き続き、御指導、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、6月定例会以降の町政について、「行政報告」を申し上げます。

まず、まちづくりについてであります。

7月23日、平生町「やまぐちボランティア・チャレンジデー」を開催いたしました。

この事業は「山口ゆめ花博」などの開催や、県づくり・地域づくりを加速する契機となる「明治150年」に向け、ボランティア意識の醸成とその裾野の拡大を図るため、県内の全市町がそれぞれの定めた7月の日曜日に、「やまぐちボランティア・チャレンジデー」を開催し、実施されたものであります。

本町におきましては、町及び6地域のコミュニティ協議会が主催となり、自宅から各地域交流センターまでの間の道路に落ちている空き缶などのごみを収集する一斉清掃を実施しました。

早朝から多くの人々の参加があり、日ごろは気づきにくい道路沿線の草むらや水路に落ちているごみが収集できました。

このチャレンジデーを契機として、町民活動やボランティア活動へ参加する機運が醸成されていくことを期待したいと思っております。

次に、「レノファ山口 平生町サクスデー」についてであります。

7月29日、山口県維新百年陸上競技場において、「レノファ山口対横浜FC」の試合が行われた日を「平生町サクスデー」として、平生町のPR活動に努めてまいりました。

試合開始直前には、私自身が会場におきまして、平生町が「長寿のまち」であることや、昭和40年代後半には、現在のJリーグJ1に相当するサッカーリーグに所属し、天皇杯サッカー大会で準優勝した「永大サッカー部」が平生町に存在したことなどを観客に直接PRをし、レノフ

ア山口の選手たちに対しても力強いエールを送らせていただきました。

場外の特産品販売コーナーにおいても、観光協会と協力して、平生町の特産品の販売や平生町の紹介もさせていただいたところでもあります。

今後におきましても、レノファ山口のホームタウンとして、チームを応援するとともに、平生町のPRも内外に向けて発信していきたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、教育行政に関する報告を教育長に求めます。新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） それでは、6月以降の教育行政についての進捗状況や結果について御報告申し上げます。

まず、教科書採択についてであります。

公立学校で使用される教科書につきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、学校を設置する市町村の教育委員会に採択の権限があるとされております。

今年度は、平成30年度から使用する小学校の教科用図書のうち特別な教科、道徳の採択の年であります。5月下旬に、その地域内では同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域として、県教育委員会が諸条件を考慮して決定することとなっている採択地区である熊毛郡において、採択に当たっての研究調査の第1回目の協議会が開催しました。

その後、柳井市、大島郡、熊毛郡が共同で教科用図書の研究調査を行い、7月中旬の3回目の会議において、その研究調査の結果報告を受け、引き続き2回目の熊毛郡の協議会において郡として選定したところでもあります。

それを受け、7月下旬に本町教育委員会会議において採択を行ったところでもあります。

次に、全国学力学習状況調査についてであります。

本調査は全国規模で小学校6年生と中学校3年生を対象とし、国語、算数・数学2教科の学力の状況や児童・生徒の生活習慣、学習環境等の状況を調査するもので、全国一斉に本年4月18日に行われたものであります。

先月28日、文部科学省からその結果の公表が行われるとともに、その結果についてマスコミの間で議論されているところでございます。

山口県及び本町においては、これまで同様、市町別・学校別の結果公表を行わないということにしております。結果につきましては、県においては、小学校ではおおむね全国平均と同程度、中学校では全てで全国平均を上回っており、一定の成果が出ているところでもあります。

本町においても、各学校における平素からの学力向上に向けた取り組みの成果が見られるところでもあります。今後とも学校と家庭の信頼関係を構築し、地域とも連携・協働し、一体となった学力向上の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 認定第1号

日程第11. 認定第2号

日程第12. 認定第3号

日程第13. 認定第4号

日程第14. 認定第5号

日程第15. 認定第6号

日程第16. 認定第7号

日程第17. 報告第1号

日程第18. 報告第2号

日程第19. 報告第3号

日程第20. 報告第4号

日程第21. 報告第5号

日程第22. 報告第6号

日程第23. 報告第7号

日程第24. 報告第8号

日程第25. 報告第9号

日程第26. 報告第10号

日程第27. 報告第11号

○議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平成29年度平生町一般会計補正予算から日程第9、議案第5号町道路線の変更及び日程第10、認定第1号平成28年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、認定第7号平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

それでは、町長から提案理由の説明並びに日程第17、報告第1号平成28年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から日程第27、報告第11号地方公共団体の財政の健全化に

関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告までの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） それでは、御提案をいたします、予算4件、事件1件、認定7件の議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算であります。

今回の補正額は1億2,897万7,000円を追加いたしまして、予算総額は49億397万7,000円となるものであります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。

歳出につきましては11ページからでございます。

一般管理費では、事務補助員の賃金において、人事異動等に対応するため当初見込んでおりました臨時職員分につきまして、臨時職員を配置する所管において——教育総務費でございますが、計上することとしたことによりまして減額するものであります。

財産管理費では、第三庁舎の空調整備に要する経費を計上しております。また、新庁舎の建設に必要となる基本構想・基本計画の策定に要する経費を計上しております。新庁舎建設費を確保するため、公共施設建設基金への積立金を計上いたしております。

平成28年度決算に伴い繰越金を計上いたしますことから、地方財政法の規定によるものなど、今後の財政需要にも対応するため、財政基金への積立金を計上いたしております。

地域交流センター運営費では、佐賀地域交流センターの建物の防水と、2階の大会議室の床を改修する経費を計上しております。

12ページの社会福祉総務費の繰出金では、普通交付税の確定によりまして、国民健康保険事業における財政安定化支援事業費に係る措置額を追加計上いたすものであります。

13ページの障害者福祉費では、平成28年度の障害者自立支援事業費の精算に伴う国・県への返還金を計上いたしております。

14ページの健康づくり推進事業費では、乳がん、子宮がんの受診促進を支援するため、県補助金を活用して、受診促進に要する所要額を計上いたしております。

15ページの農業振興費では、タマネギの生産拡大を目的として、町内集出荷施設において、作業効率向上のためにタマネギ調整機を購入する南すおう農協を支援するため単県事業に係る補助金を計上いたしております。

16ページの住宅管理費では、磯崎団地のシロアリ防除に要する経費を計上いたしております。

17ページの教育総務費事務局費では、平生小学校用務員の異動に伴い学校支援員を増員しての対応としていることから、一般管理費の臨時職員分を減額して所管において増員に対応する経費を計上いたしております。

18ページにかける小学校費学校管理費では、学校施設・設備の老朽化に伴う修繕料を

計上するほか、平生小学校の昇降口の降雨時対策のための改修に要する経費を計上するなど、学校施設における児童の安全確保に取り組んでいくこととしております。

18ページの小学校費教育振興費では、当初見込んでおりました特別支援等補助教員が県の配置となり、減額補正するものであります。

幼稚園費では、職員体制の整備のため教諭補助を増員するための所要の額を計上いたしております。

19ページの図書館費では、副館長を配置して、図書館運営に対応することとしておりまして、これに要する経費を計上しております。

保健体育施設費では、施設の老朽化に伴う修繕料を計上いたしており、利用者の安全確保に取り組んでいくこととしております。

また、図書館横の堀川公園にあります藤棚が朽ちて、危険な状況にあることから、利用者の安全を確保するため、改修に要する経費を計上いたしております。

20ページの災害復旧事業費では、農業用施設の単独災害復旧費として、復旧に要する修繕料を計上いたしております。

また、土木施設の単独災害復旧費として、復旧に要する修繕料を計上いたしております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。8ページからであります。

地方特例交付金につきましては、交付金額の確定に伴いまして増額補正をいたすものであります。

地方交付税につきましては、普通交付税額の確定に伴いまして増額補正をいたすものであります。

増額補正となる要因につきましては、私立保育所に預ける子供たちの中で、乳幼児がふえており、保育士の配置や人件費の見直しがなされ、保育士の確保をして対応している状況であります。「ニッポン1億総活躍プラン」のもと、保育士の処遇改善等に係る事業費には、地方負担額を要することから、子ども子育て支援に係る経費を充実させるため、単位費用が増額となり、乳幼児の人数増加が算定されたことが主な要因であります。

国庫支出金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費における国庫補助金の追加内示がありましたので、所要経費の財源といたすものであります。

9ページの県支出金につきましては、歳出において御説明いたしました事業に伴います特定財源をそれぞれ増額補正いたすものであります。

繰越金につきましては、1億762万2,000円を追加いたしまして、総額が1億3,762万2,000円となるものであります。

9ページからの雑入につきましては、主に後期高齢者医療広域連合市町療養給付費負担金における過年度分返還金の計上のほか、山口県市町村振興協会から地域づくりの推進事業に対して交

付される地域づくり推進事業助成金を計上し、町単独事業となっております未来戦略に伴う継続事業に財源充当することといたしております。

10ページの町債の臨時財政対策債につきましては、発行額の確定によりまして、減額補正をいたすものであります。

臨時財政対策債は、基準財政需要額と基準財政収入額との差額であります財源不足額に対して算定されます。収入額におきましては、固定資産税の償却資産等の影響もあり、前年度の数值と変わらない状況にあります。一方の需要額では、地方債の償還が完了していくなど減額となっており、財源不足額が縮小されております。当初予算額では、地方財政計画上の伸び率である6.8%を踏まえて計上してはいたしましたが、需要額の減少により財源不足額が縮小されたため、当初の見込み額を下回る状況となったことが減額補正の主な要因であります。

前に戻りまして、5ページの第2表 地方債補正につきましては、歳入で説明いたしました町債の計上によりまして起債額を変更いたすものであります。

なお、21ページに給与費明細書、22ページに地方債に関する調書をそれぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号 平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正額は、1億4,939万4,000円を追加いたしまして、予算総額は20億8,651万8,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページからでございます。国民健康保険事業特別会計では、平成30年度からの国保広域化により財政運営を県が責任的主体となって実施するものでありますので、関係準備事業費として必要となるシステム改修費を計上しております。

このほか、主な補正内容といたしましては、7ページの諸支出金であります。平成28年度決算に伴う療養給付費負担金の返還金を計上いたしております。

8ページからの基金積立金と予備費につきましては、平成28年度の繰越金を国保基金へ積み立て、財源調整したのち、残余を今後の療養給付費等の増加に対応するため予備費を増額するものであります。

歳入につきましては、6ページからでございます。療養給付費交付金におきましては、過年度分の交付金を計上いたしております。

繰入金につきましては、普通交付税の確定に伴います財政安定化支援事業費の増額補正をいたすものであります。

繰越金につきましては、平成28年度決算に伴います繰越金でございます。

続きまして、議案第3号 平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は3,997万9,000円追加いたしまして、予算総額13億7,923万4,000円となるものでございます。

歳出につきましては、7ページでございます。精算による余剰金の介護給付費準備基金への積立金と、過年度分の保険料還付金、国庫支出金等の返還金を計上いたしております。

歳入につきましては、6ページでございます。支払基金交付金の過年度分精算交付金と、28年度繰越金を計上いたしております。

続きまして、議案第4号 平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてであります。今回の補正額は41万4,000円追加いたしまして、予算総額2億3,207万3,000円となるものでございます。

歳出につきましては、7ページでございます。過年度分の保険料還付金、還付加算金の返還金を計上いたしております。

歳入につきましては、6ページでございます。広域連合からの保険料還付金、還付加算金を計上いたしております。

続きまして、議案第5号 町道路線の変更について御説明申し上げます。

路線番号4号の鯉頭線は、堅ヶ浜の智願寺西側の町道高須立ヶ浜線の接道地点を起点とし、町道西立ヶ浜線に接道する路線で、地元からの要望によりまして平成16年度から道路改良工事を順次実施し、北側に路線を延長しておりましたが、このたび工事が完了し、確定測量も終了したところでございます。

路線の延長によって総延長が325.7メートルとなるものでありますが、それに伴い終点部分に変更することとなりますので、道路法第8条第2項の規定によりまして、町議会の御議決をお願いするものであります。

以上をもちまして予算4件、事件1件の提案理由の説明を終わらせていただきますが、次の平成28年度一般会計ほか6つの特別会計の歳入歳出決算の内容につきましては、吉賀副町長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

終わりに報告11件でございますが、まず、基金に関する報告が10件でございます。議案の末尾に本町の基金であります財政基金のほか9基金の平成28年度の運営状況、これに伴います収支の状況を、地方自治法の規定に基づきましてそれぞれ報告させていただいております。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいた健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率の報告が1件でございます。同法律に基づき、監査委員の意見を付して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わりました後、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えさせていただきますので、よろしく御審

議をいただきまして、御議決、あるいは御認定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 吉賀副町長。

○副町長（吉賀康宏君） それでは、平成28年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきまして、平成29年5月31日に出納閉鎖を終えて調製の後、監査委員さんに審査をお願いしたものであります。

監査委員さんにおかれましては、7月25日から8月14日にかけて、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理などについて直接担当課に説明を求め、日時を分けて審査をされました。

その後、8月28日に監査の講評を受けましたので、これらの意見を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づく認定を受けるに当たり、その概要を主に決算の附属資料をもとに一般会計から順を追って御説明申し上げます。

なお、財産に関する調書は、地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づき作成しておりますが、別冊としておりますので申し添えます。

それでは、最初に、認定第1号平成28年度平生町一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入総額は51億1,524万3,079円、歳出総額は49億5,316万8,100円でありまして、歳入歳出差引額が1億6,207万4,979円となっております。

平成29年度へ繰り越すべき財源につきましては、繰越明許費繰越額が2,445万3,000円でありますので、実質収支額につきましては1億3,762万1,979円となるものでございます。

単年度収支につきましては、6,821万7,705円の赤字となっております。実質単年度収支につきましては、財政基金の取崩額が積立額を1,684万3,438円上回ったことなどから、赤字となっております。

歳入歳出の前年度対比につきましては、歳入が3.2%の減、歳出が2.2%の減となっております。

主な歳入歳出の増減要因といたしまして、歳入におきましては地方消費税交付金と普通交付税の減額によるものです。

歳出につきましては、地方創生関連事業費の減額や財政基金への積立金の減額によるものであります。

それでは、各予算費目の順に主要な施策等の成果を中心に御説明を申し上げます。

歳入からであります。決算書の9ページをごらんいただきたいと思います。

町税につきましては、平成27年度決算額と比較して、個人町民税が1.5%減少、固定資産税は5.3%の増加、軽自動車税も13.2%の増加となっており、町税全体では2.8%の増加

となっております。

10ページの地方消費税交付金につきましては、交付金額が大幅に減額となっております。

11ページの地方交付税の普通交付税は、国勢調査人口の減少と27年度における錯誤措置分の減額が主な要因で減額となっております。

特別交付税は、242万7,000円、1.5%増加しております。

14ページの国庫支出金の国庫負担金につきましては、主に公共土木施設災害復旧費や障害福祉サービス費の増額により前年度と比較では1,969万9,855円、6.2%の増加となっております。

14ページから15ページにかけての国庫補助金につきましては、臨時福祉給付金給付事業は年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の創設などに伴い増加しておりますが、漁港海岸保全事業費のほか、地域住民生活等交付金、いわゆる地方創生関連交付金の減額により、前年度と比較では6,401万2,187円、31.7%の減少となっております。

16ページから17ページにかけての県支出金の県負担金につきましては、主に障害福祉サービス費の増加により326万2,882円、1.5%の増加となっております。

次の県補助金につきましては、主に漁港海岸保全事業費の減額により1,032万2,453円、10.0%の減少となっております。

18ページから19ページにかけての県委託金につきましては、主に国勢調査関係経費の減少により327万3,252円、8.6%の減少となっております。

20ページの寄附金につきましては、お礼の品の拡充とクレジット決裁の導入によりふるさと納税額が1,700万6,000円となり、前年度から1,419万1,000円の増額となっております。今後におきましても、地域振興の観点からも、さらなる充実を図り、財源確保の一助となればと考えております。

次の繰入金につきましては、財政基金からの繰入額が1,278万円、11.1%増加しております。

歳入では、地方消費税交付金、普通交付税の減額、歳出では社会保障関係経費の増加、老朽化した公共施設の維持補修など多種多様な財政需要に対応する一般財源の確保のため、やむを得ず財政基金からの繰り入れを行ったものでございます。基金残高を確保するため、今後においても引き続き基金依存体質からの脱却を目指していきたいと考えておるところでございます。

23ページから24ページにかけての町債につきましては、町道改良事業や災害復旧事業による借入額が増加しておりますが、防災行政無線事業の完了や漁港海岸保全事業費の減少に伴う借入額は減少しており、町債全体では5,720万円、15.3%の減少となっております。後年度の負担軽減のため、新規借り入れ抑制に努めておるところでございます。

続きまして、歳出でございます。25ページの議会費でございます。総額は6,826万

7,884円となっております。前年度と比較して686万2,250円、9.1%の減少となっております。

次の総務費は、総額で8億4,111万6,280円となっております。前年度と比較して1億5,906万9,567円、15.9%の減少となっております。これは主に財政基金への積立金の減額や、地方創生関連事業経費の減額が主な要因でございます。

25ページからの一般管理費では、「平生町参加と協働のまちづくり条例」を具現化させる取り組みといたしまして、公民館単位でのコミュニティ協議会設立支援に引き続き取り組んでまいりました。

28年度におきましては、曾根、佐賀地域でコミュニティ協議会が新たに設立され、町内6地区全てにおきましてコミュニティ協議会が設立されたところでございます。

28ページからの情報通信費では、社会保障番号制度におけるセキュリティ対策の強化に取り組み、情報連携に必要なシステムの構築作業を進めてまいりました。

29ページの庁舎管理費では、災害時の災害対策本部となる第三庁舎において、老朽化による雨漏りを防ぐため、外壁改修を行いました。

29ページからの企画振興費では、大野みのげにおける土地開発公社所有地を主に道路用地として購入し、公社債務整理に向けた取り組みを進めてまいりました。

30ページからの財務財産管理費では、新しい公会計制度に向けた公会計システムを導入し、平成28年度決算から対象となる新たな地方公会計制度に対応すべく取り組みを進めてまいりました。

32ページからの賦課徴収費では、29年度から固定資産税前納報奨金制度を廃止する取り組みを進めてまいりました。

33ページから34ページにかけての戸籍住民基本台帳費では、社会保障・税番号制度に関連した通知カード、個人番号カードの交付事務に取り組んでまいりました。

次の選挙費では、参議院議員選挙を実施しております。

36ページからの民生費では、総額で16億1,232万9,090円となり、前年度対比では1億1,045万2,751円、7.4%の増加となっております。年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の創設や障害福祉サービス費の増額が主な要因でございます。

36ページの社会福祉総務費では、誰もが健康で生き生きと暮らせる協働のまちづくりの実現に向け、災害時に避難行動の支援を要する人の詳細な情報の申請や登録を行いました。情報を地域の団体と共有して、地域で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりました。

38ページの福祉医療対策費では、福祉医療の支給に要する経費といたしまして、経済的負担の緩和を図り、安心して医療を受けられる取り組みを進めてまいりました。また、後期高齢者医療制度の被保険者を対象として人間ドックの費用助成を進めてまいりました。

38ページからの障害者福祉費では、障害福祉サービス費、障害児給付費において給付費が大きく伸びております。将来支援により、サービス利用者への制度普及が図られたことや、地域で暮らす障害者等を支援するための社会資源が増加したことによるものでございます。

39ページからの臨時福祉給付金事業費では、低所得者の負担緩和の措置として、1人当たり3,000円の給付を行ったほか、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支給のための措置として、1人当たり3万円の給付を行いました。国の経済対策分として対象者に臨時的に給付金1万5,000円を29年度にかけて給付をしております。

40ページの児童福祉総務費では、システム改修を行い、多子世帯、ひとり親世帯の保育料軽減対策に取り組み、子育て支援の充実を図ってまいりました。

41ページからの保育所運営費では、保護者の保育ニーズに沿った対応に取り組んでまいりました。また、旧平生保育園施設内の児童発達支援センターに病後児保育室「のびのび」が開設され、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため、病児・病後児保育事業を隣接する市町と共同で取り組んでまいりました。

43ページからの衛生費では、総額で3億543万6,207円で、前年度対比では1,080万2,653円、3.7%の増となっております。

保健衛生総務費では、周産期医師緊急確保支援として、派遣される医師の助成を、関係する柳井医療圏1市4町で取り組んでまいりました。

44ページからの母子衛生費では、言葉の遅れを持つ乳幼児を対象に、言語指導教室を開催しており、幼児の言語発達に不安を抱える保護者の皆さんを支援してまいりました。

45ページの予防費では、予防接種法施行令の改正により、生後1歳になるまでの間、B型肝炎ワクチンの乳幼児予防接種を実施いたしました。

45ページの健康づくり推進事業費では、各種健診事業、がん検診の取り組みを進めてまいりました。

46ページの環境衛生費では、浄化槽設置整備事業の補助を行っております。

47ページにかけましての環境保全費では、深刻化している空き家等への対策として、空き家等対策協議会を発足させ、取り組みを進めてまいりました。

47ページの清掃費では、使用済み小型電子機器等の運搬業務に取り組んでまいりました。

47ページの労働費では、総額779万2,825円でありまして、前年度対比105万5,764円、11.9%の減となっております。減少の主な要因といたしまして、勤労青少年ホームの空調整備費の減少によるものでございます。

48ページからの農林水産業費では、総額2億427万7,642円でありまして、前年度対比6,981万9,472円、25.5%の減となっております。漁港海岸保全事業費の減少が主な要因でございます。

48ページからの農業振興費では、ジャンボタニシ、ミカンバエなどの防除対策事業に取り組んでまいりました。

49ページからの土地改良事業費では、地域防災上のリスク除去のため、ため池機能の廃止にかかる事業計画書を作成したほか、単独土地改良事業5件に取り組んでまいりました。また、県営農道整備事業が完了し、農道が新たに供用開始となり、全線開通いたしております。

51ページの林業総務費では、有害獣防除柵等設置事業による、有害獣の防護対策のほか、鳥獣被害防止対策地域活動支援事業による捕獲対策にも取り組んでまいりました。

52ページの水産業振興費では、山口県漁協平生町支店が実施したアサリ母貝団地保全及びニューフィッシャー確保育成活動の支援に努めてまいりました。

漁港建設事業費では、漁港海岸保全施設長寿命化計画の策定に伴う点検業務に取り組んでまいりました。

52ページからの商工費では、総額1,870万8,196円となり、前年度対比2万498円、0.1%の増加となっております。

53ページの商工振興費では、5回目の開催となるひらお産業まつりについては、各産業の関係機関で構成された実行委員会が企画運営を行い、平生町の特色あるイベントとして、定着が図られたものと考えております。

また、専門相談員を配置した消費者相談窓口として、柳井地域広域消費生活センターを管内1市4町の共同で開設いたしました。

54ページにかけての観光費では、広島広域都市圏の観光素材を活用した各種プロモーションなどを一体的に推進する事業に取り組みました。

54ページからの土木費は、総額4億5,172万8,193円となりまして、前年度対比2,425万7,558円、5.1%の減少となっております。減少の主な要因といたしましては、道路橋梁河川の工事請負費の減少、排水機場の負担金の減少によるものでございます。

55ページにかけての道路橋梁維持費では、舗装・補修等5件、橋梁補修1件を実施し、道路維持管理に努めてまいりました。

55ページの道路橋梁新設改良費では、県営農道整備事業の接続部分の町道用地を取得いたしております。

56ページにかけての河川維持改良費では、老朽護岸改良工事6件、浚渫工事2件の改修事業に取り組んだほか、県事業であります、中川・曾根排水機場の整備事業を進めてまいりました。

56ページの砂防費では、県事業であります、尾国地区の急傾斜地における自然災害防止事業に取り組んでまいりました。

57ページの下水路費では、単独下水路事業3件に取り組んでまいりました。住宅管理費では、町営住宅の維持管理のため、施設の補修に努めてまいりました。

57ページからの消防費は、総額で2億5,287万9,977円となりまして、前年度対比336万962円、1.3%の増加となっております。柳井地区広域消防組合への負担金の増額が主な要因でございます。

59ページからの教育費は、総額4億3,135万1,814円となりまして、前年度対比1,036万5,645円、2.5%の増加となっております。増加の主な要因といたしましては、中央公民館の耐震関連事業費の増加によるものでございます。

60ページにかけての事務局費では、ICTを活用した「わかる授業」の実践や、児童の情報活用能力の育成に努めました。

61ページからの小学校費の教育振興費では、遠距離通学費や、就学援助費の支援のほか、佐賀小学校においては補助教員を2名配置して、複式学級の設置に伴う不安解消と、きめ細やかな教育の推進に取り組んでまいりました。

62ページからの中学校費の学校管理費では、管理教室棟の屋根防水工事及び天井改修工事等を実施いたしております。

63ページからの中学校費の教育振興費では、新教科書に対応した指導書を購入しております。また、英語力の基礎的な知識や技能を確実に身につけられるよう、英語検定の検定料の半額助成を実施しております。

64ページからの幼稚園費では、遊具の改修工事を実施しております。

65ページからの社会教育総務費では、河川改修に伴う土手町南蛮樋の移設にかかる木材保存処理事業を進めてまいりました。

66ページからの公民館費では、中央公民館の耐震補強工事、トイレ改修工事等を実施しております。

67ページからの図書館費では、2年目を迎えた平生図書館まつりは、平生中の生徒による紙芝居を組み入れ、地域に密着したまつりとなっております。

69ページからの保健体育総務費では、地域スポーツ人口拡大推進事業として、レノファ山口の選手を迎え、少年サッカー教室を開催いたしております。

70ページからの保健体育施設費では、ハートランドひらお運動広場の防球ネット張りかえ工事を実施し、施設の利便性を高めることに努めてまいりました。

71ページからの災害復旧費は、総額5,482万9,196円となりまして、前年度対比5,180万4,116円の増加となっております。梅雨時期の豪雨などにより被災いたしました農業用施設単独災害復旧工事8件、土木施設単独災害復旧工事6件を実施いたしております。町道白石向井線では土砂の崩落があり、大規模な被害を受けました。補助の採択を受けまして、復旧工事を実施しております。

72ページの公債費につきましては、総額で5億8,389万1,442円となりまして、前年

度対比3,798万8,219円、6.1%の減少となっております。新規借入抑制効果があらわれたものと考えております。

諸支出金は、総額で1億2,055万9,354円となりまして、前年度対比193万8,498円、1.6%の増加となっております。増加の主な要因といたしましては、離島航路事業の県補助金額が増加したことに伴い、負担金額が増加したことによるものでございます。

以上が、一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきましては、経常収支比率が歳入における地方消費税交付金や、普通交付税の減収が主な要因で、94.3%となり、5.1%増加しております。また、実質公債費比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した数値において、14.4%となり、0.6%を改善しております。将来負担比率については、173.2%となり、5.1%増加しております。地方消費税交付金や、普通交付税の減収による標準財政規模の減少が主な要因でございます。

依然として数値は高く、今後も財政運営に注意を払い、各種指標が上昇することのないよう、最重点課題として取り組むこととしております。財政基金の残額は、27年度末と比較いたしますと、1,684万3,438円の減額となっており、28年度末残高は3億5,338万5,261円となっております。残高については、十分な水準にあるとは言えず、基金依存体質からの脱却を実現する必要があると認識を新たにしているところでございます。

財政状況は、今後の高齢化の進展などに伴う介護給付費、後期高齢者医療療養給付費等の特別会計への繰出金が増加するなど、社会保障関連経費の上昇や、人口減少に伴う納税義務者の減少による税収をはじめとする一般財源の確保の困難さなど、地方財政を取り巻く環境はこれまで以上に厳しさを増すことは避けて通れないと予測されます。行財政改革を推し進め、引き続き、財政健全化に取り組むことが必要不可欠であると認識しておるところでございます。

以上で、一般会計の説明を終わらせていただきます。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時、休憩いたします。

午前9時57分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。吉賀副町長。

○副町長（吉賀康宏君） それでは、続きまして特別会計について御説明申し上げます。

認定第2号国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入総額は20億9,686万1,082円、歳出総額は19億6,050万4,891円、歳入歳出差引残額は1億3,635万6,191円でありまして、これにつきましては、29年度へ繰り越すものでございます。療養給付費の減額が主な要因でございます。28年度末における国民健康保険加入被保険者数は、27年度末と比較して192人減少して、3,023人となっております。

ります。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

5ページの国民健康保険税につきましては、28年度の保険税収入額は、前年度と比較いたしますと、現年課税分と滞納繰越分を合わせて2,068万9,638円減少して、3億3,083万318円となっております。被保険者数の減少や2割軽減、5割軽減の措置の拡充が、現年分国民健康保険税の減額につながり、税額が減少したものと考えております。

5ページからの国庫支出金につきましては、国庫負担金の療養給付費等負担金では4,840万5,241円増加し、2億3,913万2,907円となり、国庫補助金の財政調整交付金では、933万6,000円増加し、9,198万5,000円となっております。国庫支出金全体で、前年度と比較して5,984万9,409円増加して、3億4,663万1,001円の交付金を交付を受けております。

7ページからの前期高齢者交付金につきましては、平成26年度確定精算により、前年度対比で1億3,439万2,248円の減少となっております。

次に、歳出であります。11ページの保険給付費の一般被保険者療養給付費は、2,665万3,009円減少し、9億9,009万8,826円となり、前年度対比では2.6%減少しております。

退職被保険者等療養給付費は、被保険者数の減少により2,683万1,980円減少し、3,528万8,902円となり、前年度対比では43.2%減少しております。

一般被保険者の高額療養費は398万8,299円増加し、1億6,072万1,851円となり、前年度対比で2.5%の増加となっております。

保険給付費全般では5,329万7,544円減少し、12億661万8,073円となっております。

国民健康保険税は、被保険者数の減少、2割・5割の軽減措置の拡充により、減収となると予測されます。今後の給付費の伸びや30年度以降の納付金に対応すべく、基金残高を確保する必要があると考えております。

健康づくりに対する意識の向上、重症化を招かない予防事業を推進し、医療費の抑制を図り、国民健康保険の運営健全化に向けた財政基盤の強化に、引き続き取り組んでまいります。

次に、認定第3号平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は6億2,688万5,816円、歳出総額は6億2,565万5,816円、歳入歳出差引残額は123万円でありまして、これにつきまして29年度へ繰り越すものでございます。

28年度の管渠整備につきましては、宇佐木地区では上殿地域、堅ヶ浜地区では堅ヶ浜西地域、平生村地区では高須地域、大野北地区では喜多地域、大野南地区では中村団地地域、曾根地区では曾根沖地域において実施をしております。これにより28年度末の整備面積は、全体では

269.6ヘクタールとなっております。普及率は60.0%。下水道接続率は80.4%となっております。

3ページからの歳入の主な内訳といたしましては、下水道使用料であります。1億2,399万9,857円となりまして、前年度対比127万6,343円、1.0%の増加となっております。上下水道使用料の賦課徴収事務の一元化により、高い収納率を維持しており、現年度は99.9%となっております。

国庫支出金は、国庫補助金が3,785万円となりまして、前年度対比620万円、14.1%の減少となっております。

一般会計繰入金は0.7%増加して、2億7,192万2,959円となっております。流域下水道維持管理負担金及び公課費消費税納付額の増加が主な要因です。

5ページからの歳出ですが、下水道管理費につきましては、流域下水道事業維持管理負担金が、流入量の実績等により318万8,969円増加しており、公課費につきましては358万2,000円増加しております。

6ページにかけての下水道整備費の工事請負費では、公共下水道管渠布設工事や公共枘設置工事など17件の事業を実施しております。

6ページの公債費は、依然として3億円を大きく超えるものとなっております。この傾向は、当面は続くと認識しており、公債費の適正な管理に引き続き努めていきたいと思っております。

次に、認定第4号漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入歳出とも8,628万5,999円でありまして、実質収支額もゼロとなるものであります。前年度対比では0.4%の増加となっております。

管渠整備につきましては、平成19年度に完了しており、28年度末の水洗化世帯数は407世帯、下水道接続率は71.7%となっております。処理区域内人口が減少しており、流入量も減少することが予測され、処理施設の維持管理費の確保が大きな問題となります。引き続き水洗化の促進に取り組み、財源確保の点からも使用料収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

3ページの使用料につきましては、1,583万6,725円となりまして、前年度対比23万9,282円、1.5%の増加となっております。

一般会計からの繰入金につきましては、5,266万9,274円となりまして、前年度対比101万4,579円、2.0%の増加となっております。歳入における資本費平準化債の算定が変更となり、減額となったことが主な要因でございます。

5ページからの歳出につきましては、公共枘設置工事の増額などにより、工事請負費が増額となっております。

公債費では、引き続き公債費の適正な管理に努めていきたいと思っております。

続きまして、認定第5号熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入歳出総額とも2,623万9,435円となっております。実質収支額もゼロとなるものでございます。

介護認定審査会は、毎週2回の開催を基本としており、総開催回数は81回で、審査判定件数は2,314件で、前年度と比較して45件増加しております。

3ページの歳入につきましては、審査会の構成町であります田布施町と上関町からの負担金と平生町からの運営費としての繰入金により、審査会事業を運営しております。

4ページの歳出につきましては、認定審査会運営業務に要する経費を支出しております。運営業務につきましては、前年度と内容に変更点はありません。

続きまして、認定第6号介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は13億3,184万4,875円、歳出総額は12億9,186万6,362円となりまして、歳入歳出差引残高は3,997万8,513円を29年度へ繰り越すものでございます。高齢者数の増加により、28年度末の第1号被保険者数は4,462人で、前年度と比較して24人増加しております。

5ページからの歳入でございますが、介護給付費に要する財源として、国庫負担金や支払基金交付金を受けております。

9ページから10ページにかけての保険給付費につきましては、給付費総額が11億9,574万489円となりまして、前年度と比較して987万942円、0.8%の増額となっております。介護保険施設である老人保健施設への入所者がふえたことによる給付費の増加が主な要因でございます。

要介護者に対する給付であります。介護サービス等諸費では10億7,626万3,510円となりまして、前年度と比較して1,697万5,349円の増額となっております。

要支援者に対する給付であります。介護予防サービス等諸費では4,118万1,419円となりまして、前年度と比較して377万8,616円の減額となっております。

28年度末の高齢化率は36.7%となっており、1人でも多くの高齢者の皆さんがふるさと平生町で、元気な長寿社会を送れるよう、介護予防の取り組みに努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第7号後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入歳出総額ともに2億2,116万4,117円となりまして、実質収支額もゼロとなるものでございます。

3ページからの歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で、歳入総額は1億5,318万9,928円となり、歳入決算総額全体の69.3%を占めており、収納率は現年度分で

99.8%でございます。

5ページからの歳出の主なものは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でありまして、総額で2億947万4,763円となっており、歳出決算額全体の94.7%を占めております。

以上で説明を終わらせていただきますけど、別冊の財産に関する調書、28年度決算の附属資料及び決算審査意見書を御参考に御審議を賜りますようお願い申し上げます、決算報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第28. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第28、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） それでは、質問させていただきます。

新庁舎整備について質問をいたします。

これから整備されようとしている新庁舎ですけれども、平生町の将来に必要なもので、まさに平生町の将来目指す姿そのものだと思います。

そこで、町長は、今の平生町の状況をどのように考えておられ、そして、平生町の将来像をどのように考えておられるのか。どのような庁舎を考えておられるのか。平生町の庁舎の形や大きさではなく、町長の考えをお尋ねいたします。

そしてまた、その新庁舎整備の方針、お考えを職員の皆さんに、特に、担当者の方へどのような方法で伝えられたのでしょうか、お尋ねいたします。

お願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 新庁舎整備についての、将来をどう考え、どのような庁舎を整備をするのかということで御質問をいただいております。

最初に、庁舎整備に当たっての基本的な考え方を、私のほうからお示しをしておきたいというふうに思っております。

この現庁舎でございますが、昭和35年、御承知のように建設されて、60年近く経過をいたします。老朽化が著しくなっていることは御承知のとおりでございます、いずれこの機能が維持できなくなってくるというふうに思っておりまして、この整備は、まさに避けて通れない大きな我々の課題ということになろうかと思っております。

そういうことを踏まえて、町としてもこれまで庁舎の整備についての検討委員会を設置をして、これまで検討してまいりました。そして、基本的には3つあるかと思っております。

1つは、庁舎整備、普通は大体位置をどこにするかというのが大きなテーマになるんですが、かなり本町の場合は限定をされてくるのではないかと思います。現庁舎を中心にして、とりわけ第三庁舎について、この庁舎は、今、本庁舎の機能代替施設ということで、防災関連施設等を含めて、第三庁舎に集約をしております、いわゆる耐震基準も満たしておるという状況ですから、この第三庁舎を生かして、あるいはまた、隣接をした形で整備をしていくということが、これはコスト的にもそうですし、いろんな防災の観点からも考えていかなければいけない点かなというふうに思っておる点が1つ。

それから、2つ目は、少子高齢化社会、人口減少時代を迎えておりました、基本的には、コンパクトで利用者にとって利便性が高い。これからバリアフリーとか、あるいはユニバーサルデザインとかということが求められておりますから、そういうものに配慮して、いわゆる時代に合った形の対応をしていける、そういう形をつくりあげていかなければいけないだろうと。

将来像との関係でございますが、これから基本構想、基本計画の中で、当然、第4次の総合計画なり、あるいはまた、今の町の行革大綱、地域防災計画等々関連する上位計画等も含めて、その整合性をとれるように、これから、この基本構想の中で検討していきたいというふうに考えております。

3つ目は、何と言いましても財政上の観点があろうかと思います。本町は、御承知のような限られた財源の中で、これまでこの必要性は感じながらも、いわゆる児童・生徒の安全確保をしていこうということで、学校の耐震について、学校の耐震化を優先をさして取り組んできて、平成27年度で100%完成ということになりまして、今は中央公民館とか佐賀の地域交流センターということで、いわゆる指定避難所の整備を進めていこうということで、去年からの、今、決算にもありましたように、取り組みを進めております。

こういう状況の中で、国において、このたび熊本地震等の教訓を踏まえて、市町村役場機能緊急保全事業が創設をされました。起債ではありますけれども、財源措置が可能となってまいりました。

ただ平成32年度までということの期限が切られておりますが、この財政支援措置は、何としても活用ができればしていきたいということで、今回、基本構想、基本計画で、そこら辺についてこれからの検討課題を整理をしながら、取り組みを進めていきたいということで、9月定例のこの補正予算の提案の運びということになったと考えております。

以上3点が基本的な新庁舎に臨むスタンスということになろうかと思います。

職員の整備方針について、担当者との関係でございますが、関係職員とは、当然、もちろん検討委員会で協議をして、これは課長を中心にした全課長が入っておりますが、検討委員会での一定の確認をしながら、そしてまた、担当課の専門的な一つの知見というものも必要ですから、そういう専門的な見地からの担当者の意見を聞きながら、協議をしながら、今回の取り組みを進めて

おると。

具体的には、職員全体には、これから基本構想なり、基本計画を策定していくということでございますから、全職員を対象にして、この認識を共有化できるように、これから取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） ありがとうございます。

僕は、現在の平生町の姿、状況ですね。その姿、その縮図が平生町役場の姿でもあると考えています。また、議会もその縮図の一つだとも思っていますけれども、当たり前ですけども、過去の積み重ねが現在の姿です。そして、未来は、今、現時点からさらに積み重ねてつくっていくものです。

この整備される新庁舎は、今、お答えいただいた将来像を具現化するものでないといけない、当然のことですけども。そのためには方針を、直接、職員の方に、全員にストレートに届けて、同じ理解のもとで、それぞれの進むべき道を示して進めていかなければいけません。

どうですかね、現在、職員の皆さん、この新庁舎整備について、まだ検討委員会、今から本格的にスタートということで、そういう段階ではありますけれども、整備について同じ方向を向けているのでしょうか。そのほかの業務も含めて、それぞれの方が生きがいをもって取り組んでいるのでしょうか。また、取り組める環境にあるのでしょうか。

ある自治体の話で申しわけないんですけども、その自治体は、早期退職者。そういう方いらっしゃるんですけど、行政から手を切りたいというような理由で、早期退職される方はいないんです。

あくまでも、僕の考えですけども、再任用の方が非常に多くいらっしゃる。参考までの単純な実数ですけども、今年度、29年度再任用6名。28年度の退職者も6名。そして、28年度の再任用が6名。27年度の退職者6名。27年度の再任用4名、26年度の退職者4名。単純に数だけですけども、御紹介をしときたいと思います。

そして、何より新人や若い世代。これの離職がゼロなんです、そこの自治体はですね。どこの自治体の方々も、日々住民の方々のために、一生懸命取り組まれて、ほんとに大変な仕事だと思っています。それを超える生きがいを持って働ける環境に、その自治体はあるんじゃないかなと思っています。それは首長の方針をみんなで共有して、業務に取り組んでいるんじゃないかなと思います。

話を戻しますけれども、今から始まる新庁舎整備。始まる今が非常に大切な時だと思っています。町長の方針を全職員で共有して進めていくこと。これが明るい平生町の将来につながっていくと考えています。共有するためには、伝え方が非常に大切だと思います。大切なことを書面による通達や代理に任せる。代理に読ませるなんてことはあってはならないと思っています。

共有した上で進めることができれば、当然、話し合わなければならないことや議論が出てくると思います。それは責任のなすり合いや足を引っ張るようなものではなくて、ゴールへ向かって建設的な議論が生まれてくると思います。さらに進めて行くと、個人的な悩みや相談もふえてくると思います。

そんな個人のことと思われるかもしれませんが、非常に大切なことだと思います。体力的にも、精神的にも安定していることが仕事をする上で欠かせない条件です。

新庁舎が、生きがいを持って働ける場になり、雰囲気もよく、活力に満ちた庁舎になれば、平生町全体も元気なまちになると思います。

ぜひとも町長にお願いをしたい。職員が退職する際、ここで働けてよかった。そう思える役場の新庁舎にしていきたい。

そしてまた、実際の建設工事ですけれども、新庁舎を建てるということになれば、ぜひとも町内の業者、町内の業者でお願いをしたいと思います。もちろん町外の力をお借りすることもあると思いますが、頭になる業者は町内の業者でお願いをします。

町内の力を集めて、平生町のシンボルをつくり上げる仕組みをお願いしたいと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） まず最初は、いわゆる新庁舎に向けて職員全体が働きがいのある、生きがいのある職場になるようにということで、認識を共有して取り組んでいけるようにということだと思います。

いろんな重要、町の課題等については、全職員が研修会を開催をしております。職員みずから講師になって研修をしたり、いろんな講師を招いて全職員で研修をしたり、全職研を開催しておりますので、十分この辺の今後の周知等含めて対応していきたいと考えております。

それから、業者の関係は、まだ今から基本計画、基本設計、実施設計という格好に行くんだらうと思いますが、そうした御意見等も十分踏まえて、検討してまいりたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 次の質問をさせていただきたいと思います。

言うまでもありませんけれども、選挙の投票率の低下が問題になってから、かなりの時間が過ぎています。投票率は、改善するどころか悪くなっているのではないのでしょうか。

立候補者か、有権者か、マスコミかなどと責任の所在はどこだなんて話もありますけれども、今回は投票率、これを改善するためにできることについて質問させていただきたいと思います。以前にも質問させていただいてますけれども、時間も経過していますし、社会状況の変化等もありますので、かぶるところがあるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

まず、有権者が投票しやすい投票所設置のあり方を、現状も含めて検討することはできないか

ということです。投票時間や投票場所について、現状、どのように考えていらっしゃるのか。また、何か検討、改善のために打った策などがあれば教えてください。

次に、選挙期間中に選挙公報の発行はできないかです。これも前回お尋ねしていますが、印刷の仕組みも進化していますし、短い選挙期間でありますけれども、発行することはできませんでしょうか。

自分のことは棚に上げて大変失礼で横着なことを申しますけれども、有権者への判断材料ですね。投票行動に対する判断材料が、極端に少な過ぎることが投票率の低下につながる一因だとも思っています。

前回の質問以降、選挙公報について検討されたことがあるか。また、検討される予定が今後あれば教えてください。

最後に、既存の啓発活動。これをさらに充実するための取り組みはできないかということです。一般的に、目に見える活動といえは、選挙を行う時の啓発のポスターなど紙媒体や広報車による啓発がありますが、選挙期間でない時もほかにできることはないでしょうか。

法律もあつて難しいとは思いますが、何か検討されてきたことや取り組まれてきたことがあれば教えてください。

お願いします。

○議長（福田 洋明君） 羽山選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 選挙管理委員会の立場としてお答えさせていただきます。

まず1点目の投票所についてであります。御指摘のとおり、全国的にも投票率が低下しております。本町においても、直近の参議院選挙では58.51%というものでございました。

総務省においては、平成29年3月に投票率向上を目的といたしまして、投票環境向上に向けた取り組み事例集が公表されております。同事例集によりますと、共通投票所の設置、また、大学や商業施設等への期日前投票所の設置、また、期日前投票の投票時間の弾力化、そして、投票所等への移動支援等が紹介されております。

これらの取り組みの中で、共通投票所の設置及び大学や商業施設等への期日前投票所の設置につきましては、商業施設等の店舗等、選挙人の利便性向上が見込める場所において、投票日当日の全ての投票区の選挙人が投票できる投票所、または期日前投票所を設置することにより、一定の効果が見込まれるものとされております。

しかしながら、投票日当日の共通投票所の設置につきましては、商業施設との合意の上、投票所における投票と他の投票所における投票が二重にならないように、各投票所を同一システムでオンライン化する必要が生じてまいります。

現在、本町においては、紙媒体の選挙人名簿で照合しておるところでありますので、共通投票

所の設置となりますと、まず、全投票所をオンラインで結ぶというシステムの導入が必要となつてまいります。

また、現在、期日前投票につきましては、佐賀期日前投票所との二重投票を防ぐために、佐賀地区の選挙人が投票するたびに、ファックスにおいて投票を照合する方法を用いておりますけれども、同方法を用いれば商業施設との合意の上で、期日前投票所を商業施設などに設置することも可能と考えております。

一方で、近年の投票率の動向では、期日前投票の増加が投票率に必ずしも反映されていない可能性があること。また、コスト負担増の観点からも、現在、投票当日においては各地域での投票とし、期日前投票では役場及び佐賀地域交流センターでの投票としているところでございます。

また、同事例集の期日前投票の投票時間の弾力化につきましては、勤務形態により午後8時を過ぎないと投票が困難な方々等に対して、期日前投票時間を延長することによって、投票者の利便性を高める取り組みでございますけれども、本町におけます期日前投票の時間別投票では、午後7時以降は5%となっておりまして、投票時間の延長が投票率の向上への効果が見込みにくい状況でもございます。

とは申しましても、県内におきましては、期日前投票の時間延長の取り組みは確認できてはおりませんが、利便性の高い施設における投票所の設置の動きがあることから、今後の動向を注視しながら、より有権者の利便性を考慮した投票所の環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次の選挙公報についてであります。これは平成23年にも御質問いただいておりますけれども、そのときにお答えいたしましたのは、実施における課題について方策を模索していく旨お答えしたところであります。

公職選挙法の第167条の規定によりまして、国政選挙及び県知事選挙において発行するとされておりますけれども、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した紙面を選挙期日の2日前までに、各世帯に配布するものでございます。

町長及び町議会議員を含むその他の選挙におきましては、同法の172条の2の規定によりまして、条例で定めるところによりまして任意に発行することができるとありますが、現在において県内のいずれの町においても、その取り組みがなされていないのが実態でございます。

取り組みが進まない最大の原因につきましては、選挙公報の実施となりますと、選挙業務が集中している時期において、短期間で多くの作業を実施することになります。小規模自治体では対応がなかなか難しいことも考えられます。また、町の選挙においては、告示日が選挙期日の5日前となりますので、選挙公報を選挙期日の2日前までに各世帯に配布するためには、短期間で、印刷・校正・配布の作業をどのようにしてスピーディかつ正確に行うことができるか。また、印刷・発行経費も伴うことから、予算面における協議も必要となってくると考えております。

しかしながら、県外の一部の町においては、町議会議員選挙における選挙公報の取り組みが行なわれている所もありますので、本町においても有権者の選挙への関心を高めていくことも踏まえながら、引き続きその必要性について判断してまいりたいと考えております。

次に、啓発活動についてであります。現在、先ほど、御質問の中にありましたように、期間中ポスターや広報車等において啓発をしておるところであります。また、町広報でのお知らせや成人式において新成人に対する啓発資料の配布なども行っております。

また、そのほかにも小中学校における啓発活動につきましては、毎年、選挙啓発のポスターや習字、標語の募集を行っております。昨年度も町内の小中学校から299点の作品の応募がございました。

また、平成28年に公職選挙法が改正されまして、同年の参議院選挙から選挙年齢が18歳以上に引き下げられたところでありまして、本選挙管理委員会といたしましても、新たに選挙権を有することとなった学生を主な対象として、同年4月には平生看護専門学校において、本委員会の職員が講師となって出前講座を開催したところがございます。

今後につきましては、主権者教育の充実が進められる中で、県選挙管理委員会や教育委員会とも連携しながら、地域の課題解決を社会の構成員の1人として、主体的に担うことができる力を持った有権者を育てることを念頭に、選挙啓発活動を展開してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） ありがとうございます。詳しく答えていただきありがとうございます。ありがとうございました。

投票場所の件ですけど、オンラインで結ぶとか課題がたくさんありますけれども、ぜひ、よそがやりよるけえうちもやろうちゅうんじゃないんですけど、時代におうたライフスタイルがありますんで、それに合った投票場所の設置。予算が伴うことであり、非常に難しいとは思いますが、それもやりつつ、でも投票ちゅうのは当日が原則ですから、当日に来ていただける。この日にわしは投票に行かんやあいけんけえ、ほかの予定は入れんというぐらいに意識を高めてもらうことも大切ですので、並行して設置場所の検討をプラスして、当日いかに来ていただくかということも考えていかなきゃいけないかなと思っております。

選挙公報ですけど、確かに期日も短いですし、でも印刷、ほかの所でやってる所があるということで、ぜひとも、これも研修しに行ったりすると予算を伴うので、大変なんですけど、ぜひともお願いしたいと思うんです。期日前、さらに予算の絡みがあって広報の効果はやってみないと、ほんとにわからないと思うんですよね。

でも単純に期間中の名前の連呼や全文聞き取れないような移動しながらの公約の読み上げより

は、判断材料として非常に有効で、投票行動起こすに当たっての材料になるんじゃないかなあと
思います。

ぜひとも、今はネットでも担当者から聞く電話、メール等でも聞くこともできると思いますし、
資料等をメールで送ってもらえると思いますので、ぜひともその辺の取り組みについても検討を
お願いしたいと思います。

啓発のことは、もちろん僕も議員の1人として知りませんと言えるような余裕のある
状況ではないと思うんです。この選挙も全体に関してですね。町民の人口の推移、特に年齢別の
推移を見れば、ほんとに必要な議会の存続。時代に求められる議員の確保。その前に、また意識
の高い方に立候補してもらえるかについて、ほんとに相当な危機感を持っています。

今回の3つのことについては、平生町……、新たな取り組みということになると思いますけど、
そういうことになれば予算が伴う。予算が伴うかもしれませんが、今よりも町民の意思を
町政へ反映させるための予算ですから、予算ですから町長に質問になるかもしれませんが、

今後、選挙管理委員会の業務、活動について、いろいろ研究されて、こういうことで取り組ん
でみようということになった時に、予算の関係でできませんというようなことがないように、町
長、ぜひとも前向きに検討していただきたいんですけども、そこだけちょっとお答えいただい
て、質問を終わりたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 選管の考えや思いはしっかり尊重していくのが我々の立場だというふう
に思っております。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、瀧上正博議員。

○議員（8番 瀧上 正博君） それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、マイナンバー制度についてでございますが、特別徴収税額決定通知書のチェック
機能はということで質問をさせていただきます。

マイナンバー制度は、2015年10月に開始をされております。これは日本に住む全員に
12桁の番号を割り振り、税や社会保障などの情報を管理するものとなっております。16年
1月からは、税や社会保障手続きの一部で、行政や金融機関から書類への番号記入を求められて
おります。

そんな中、来年6月の給料から住民税を天引きするために、各市町村は5月10日前後に、事
業者へ従業員の税額が記された決定通知書を郵送をいたします。これまでの通知書には、従業員
の名前、住所、税額が記入をされておりますが、マイナンバーの記入はございません。

しかし、来年5月に使用される通知書にはマイナンバーの記入欄が設けられております。従業
員のマイナンバーが記載された住民税の特別徴収税額徴収通知書が、誤って別の事業所などに送

られ、番号の漏えいが相次いで問題となっております。これまで少なくとも101自治体、630人分を超える誤送付、誤配達が発生したことが、報道をされております。

このように、マイナンバーの扱いのずさんさに、大きな批判が上がっているところでございます。通知書にマイナンバーを記載し、郵送することは、重大な個人情報の大量漏えいが危ぶまれております。当町において、このような番号の漏えいに対し、当町内のチェック機能はどのようになっているかをお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） マイナンバー制度に関連をして、特別徴収税額決定通知書、個人住民税の特徴に関連をして、この通知書に対するチェック機能はどうかという御質問でございます。

地方税法が改正されまして、29年度の課税分からマイナンバーを記載した特別徴収決定通知書を事業所に通知するというようにされております。ただ、御指摘のように、いろんな自治体で、あるいは事業者への通知が間違っていて、マイナンバーを記載した通知書、別の事業所に行ってしまうというようなケースが発生をいたしておまして、本町は、29年度は、こういったチェック体制、あるいは方法等について、少しこれは検討しなきゃいけないということで、今日まで業者への通知を見送っております。

ただ、今御指摘のように、30年度からもう欄がつくってあって、ここに記入していくということで、今いろいろその辺について、この実際の事例、誤送付が発生した自治体の事例、あるいは発生の回避の方法等について検討を進めております。

それらを踏まえた上で、検討の結果、送付するという方向づけをすれば、当然、本町は小規模な自治体でありますから、担当する職員も限られてきますけれども、マイナンバーを扱うことができる職員、これは限定をしていかなきゃならんだろうし、職員相互によるチェック作業、これを複層的に実施をしていくことが必要だというふうに考えておまして、送付の方法等についても、簡易書留を利用していくということになろうと思います。

また、郵送に当たっては、誤送付がないように、郵便局へもしっかりお願いをしなきゃいけないということになろうかと思っております。

そういう方向で、いろいろ検討を今、続けておるといった状況です。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時15分からいたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。渚上正博議員。

○議員（8番 渚上 正博君） では、再質問させていただきます。

マイナンバー制度については、私自身、余り賛成はできませんが、通知書については個人情報

の漏えいが絶対にならないようにしていただきたい。このことをお願いしたいと思います。

それとは別に、今、プラスチック製の個人番号カードが希望者に交付をされております。個人番号は、マイナンバーと氏名、生年月日、顔写真、また、個人情報の集積が可能なICチップが一体となっております。盗難、紛失となれば、プライバシー侵害の被害は大きく、むやみに持ち歩くことへの不安が強だけでなく、使い道も余りなく、身分証明証ぐらいです。

住民への交付は全国的には人口比で見ますと、9%程度とほとんど普及をしておりません。当町においても1,322人で、10.8%となっております。町民は余り必要性を感じていないのではないのでしょうか。必要性のないもので重大な個人情報が漏えいしたとなれば、これはたまたまのモンではありません。個人情報の漏えいに対する当町内の具体的な対策、または考え方があれば、ここでひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 個人情報の保護ということが一つの大きな行政にとってもテーマになっておることは事実でございますし、まだまだ個人番号のカードの活用につきましては、これは裾野が広がっていくことを我々は期待をしておりますし、きちんとその辺の対応がしていけるように、また、行政としても準備をしまいたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） なかなか具体的な考えとかはないようですので、次の質問へ移らせていただきます。

次は、自然災害についてでございます。豪雨への備えはできているかということで、お願いをしたいと思っております。

台風や不安定な大気の影響などによる記録的豪雨が、日本列島各地に被害をもたらしております。この最近でも、1時間に100ミリを超えるという雨が各地で相次いでいます。今年においても山陰地方から北九州へと、また、東北で豪雨が続けております。特に、北九州北部の豪雨では大きな災害が発生をしております。

非常に激しい雨とされる毎時50ミリ以上の雨の年間平均回数は、1976年から85年の10年間より、2007年から16年のほうが3割以上もふえているといわれております。地球温暖化との関係が指摘をされており、局地的な豪雨は全国どこでも起こり得る危険性があります。近年、頻発する豪雨によって、毎年のように大きな被害が出ているのは事実です。もはや想定外では済まされません。高い山もなく、川らしい川もない当町においても1時間に50ミリを超える雨が降れば、小さな川ほど早く増水をし、道路は冠水し通行不能となり、床下、また、床上浸水となり、災害に発展をしていきます。今までなかったとは、現在では通用しないと思っております。日本全国どこでも大災害は起こると考えていなければならないと思っております。災害発生時に、地域ぐるみで迅速に対応できる防災の仕組みづくりも必要となってまいりますが、避難をするにして

も日ごろからの目安も必要ではないかと思えます。小さな川でも災害時避難の目安となる水位計が必要だと私は考えております。当町の川では、大内川には設置をされていると報告を受けておりますが、先ほど申し上げましたが、災害は小さな川ほどあふれるのは早いのではないかと思います。水位計を設置することにより、避難の目安ができるのではないかと思います。この点に対して、町の考え方をお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 豪雨に対する備えとして、水位計、中小河川も含めて水位計が必要だと思うがということでございます。

御指摘のように記録的な豪雨が発生をし、特にまた、局地的に集中豪雨が発生をするということで、どこで、いつ、何が起こるか分からないというような状況もございます。しっかり防災の意識を持ちながら、我々もいろんなこの雨に対しても警戒をしていかなければいけないという思いは一緒でございます。

特に、本町の場合でいいますと、今までの過去の浸水状況といえますか、浸水被害の状況からいいますと、1つは、大内川、熊川、こういった中流から下流が想定をされておりますけれども、この前からその河川改修事業等で狭窄部については改修も進んでおりますから、若干、その意味では改善をされているように思っておりますが、今、本町で河川に設置をされている水位計というのは、今、水防法で水位周知河川として指定をされた二級河川でありまして、大内川の天池の付近、それから、灸川、本町に関係するところといえば、灸川橋付近、それから、田布施川については田布施の図書館付近に設置3カ所、今、水位計が設置をされております。

それぞれ県のほうから、いわゆる水位を超えた場合は水防警報が発せられるということで、我々はそれを受けとめていくわけですが、同時に、やっぱり職員による現場パトロールも実施をしております。いろんな水防活動が行えるように準備もしております。ただ、やっぱり水位計の情報を踏まえて、我々としてもそれを基準に、今、どういう状況になっているだろうということを判断をして、住民への危険等についても周知をしていくことになるだろうというふうに思っております。

小さい川のほうが早いではないかということで、今、御指摘ありましたが、今、ちょうど国において、この中小の河川の水位計について検討が行われております。

国交省の国土保全局のほうで低コストの水位計ということで、今、実証実験が行われておるといふふうに聞いております。結構、今、水位計の価格等も非常に高価なものでございますが、これが安く低コストでしっかり対応できるものを今、実証実験で開発途中というふうに聞いておまして、できるだけ早いうちに全国に展開をしていきたいというのが国交省の考えのようでございますから、その辺の状況等も踏まえながら、我々としても検討を進めていきたいというふうに考えております。今は、そういうふうに水位計が設置をされておる河川の状況をもとに判断をし

ながら、対応していくということにしていまいりたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 渚上正博議員。

○議員（8番 渚上 正博君） 災害に対しては町民の安心安全が第一です。今、日本全国の経験を参考にしながら、災害に対して人命を守ることが大切だと私は思います。災害は、今すぐ来るかもしれません。少しでも町民が安心できる対策を立てていくことが必要だと思います。今、町長もおっしゃいましたが、低コストの水位計もできるようになってくると思いますので、早急に対策を立てていかれることを要望いたしまして質問を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、今の渚上議員と多少重なる部分もあるのですが、私は、安全な生活を守る、町民を守るまちづくりについての中での2点をお伺いいたします。

まず1点目に、河川の清掃整備についてですが、町内には何本かの河川があります。生活圏内の状況を見ますと、特に、熊川、堀川、大内川等は、雑草が繁茂して見苦しくなっているばかりでなく、空瓶、袋に入ったごみ、タイヤなどその他のごみが投棄されている状態です。悪臭のする場所もあります。また、長年、蓄積された泥で川が浅くなっている川もあります。

平生町は、比較的、雨の被害が少ない場所ではありますが、現代の気象状況ではそれを保障するものではありません。いつ、どの場所でも大雨が降る可能性があります。このような状態では、大雨が降ったときには住宅街に洪水の被害が起こるのではないかと危惧されます。

防災の面から見ても、県の管轄であっても、町内にある河川ですので、町民を守るためにも清掃整備を早急に取り組む必要があると思いますが、町としてはどのように考えておられるのか聞きます。

また2点目に、県など河川の関係機関との連携についてですが、どのようになっていますか。そして、これからの進み具合はどのようになりますか、お伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 河川の清掃整備についてということで、河川の管理、保全についてということになるかと思えます。

平生町は、今も御指摘ありましたように、この中心にして大内川、それから熊川、堀川、向こうの大井川というふうに中心部大きな川がございますけれども、かなり農地の荒廃等の影響、あるいはまた住宅環境等の変化等もございまして、最近では川に流入する土砂の量もふえる、あるいはいろんな雑草が繁茂する等々状況が発生をいたしております。基本的には、御指摘ありましたように、河川の環境の整備、あるいは保全ということになりますと、河川管理者である県において行われるということになります。町のほうにも連絡が入ってきますから、町が窓口になって県のほうへいろいろ要望して、草刈り、浚渫等々、あるいは樹木の伐採等、お願いをしておる

というのが現状でございます、今年度においても、熊川で3カ所、大内川で1カ所の保全措置をお願いをしたということでございます。

これからもそういった意味では、しっかり維持管理に向けて管理をしていけるように、町と県との連携をしっかりとっていきたいと考えております。県とはこの事務所を介して、定期的に協議の場も持っておりますので、こういったそれぞれ新年度の予算、あるいはそれぞれ道路、河川、港湾等々の状況についても意見交換をさせていただいております。これからもしっかり適切な維持管理ができるように、協議をしまいたいと思います。

中長期的には大内川水系の河川計画、整備計画、これは、町も県と一緒につくった経過がございます。これでそれぞれ流域、川下のほうから流量を確保していくということで、かなり相当の年月は、これはかかるとは思いますけれども、改修に取り組んでいくということになろうと思っております。今後ともしっかり連携をとりながら、取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 県との関連もあると思いますけど、当町は協働のまちづくりを掲げて進めておられますので、何でも行政が処理をする、始末をするというのではなく、みずからの生活環境はみずからの手で守るといった行動も大事だと思います。みずからの手できれいにしたところは、みずからの手では汚したくないというのが人情ではないでしょうか。こうすることによって一石二鳥にもなるので、今現在、定着している溝掃除とは別に、河川清掃デーなどを設けて、河川清掃を実施することについては、いかがお考えでしょうか。

清掃につきましては、清掃後のごみ処理が問題になりますので、役場の方も参加し引き受けられたら、スムーズに行くのではないかと思います。こういった取り組みはいかがお考えでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 住民が主体的にそれぞれ地域の環境保全をしていく、あるいは整備をしていくということがかかわっていただくというのは、大変、ありがたいことだし、本当にそうある姿を求めたいなというふうに思っておりますけれども、今、現実にはいろいろところでボランティア、あるいはまたそういう地域で清掃作業やられて、ごみの処理等については、それはもう町のほうで連絡をいただいて処理をさせていただいたりというのは実際に行っておりますので、また、それぞれそういう計画があれば、またお伝えをいただければ対応したいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） ぜひ町上げてのそういう清掃デーという日にちを設けられて達成していただきたいと思います。皆さんのやる気を起こさせるような取り組みをよろしく願

いたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

児童生徒の体力向上について伺います。

平成28年度の全国体力運動能力の調査結果は、対象者は小学校5年生と中学2年生でしたが、山口県では児童生徒の体格、体力は全国平均より下回っているが、当町の児童生徒の体格、体力は、県平均、全国平均と比較してどのような状態になっているのか、伺います。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 平生町の児童生徒の体格または体力についてということでのお尋ねでございます。また、体格のほうでございますけれども、平生町の児童生徒の体格については、小学校については学年によって違いはありますけれども、おおむね身長、体重とも全国平均よりやや低く、県平均と同程度であります。また、中学校については、身長、体重とも全国平均より低く、県平均と同等かやや低い状況にあります。

次に、体力の現状であります。

毎年、実施している体力調査の結果ですが、学年により特徴があることや、標本数が男女に分けると本当に少なくて50人程度ということで、明確な平生町の傾向を示すことはできないことを前提としておおよそということで申し上げますと、体力調査では、調査の仕方ですけれども、筋力、筋持久力を見る握力と上体起こし、柔軟性を見る長座体前屈、敏捷性を見る反復横とび、持久力を見る20メートルシャトルラン等の調査項目がございます。

小学校では、全体的に中学年が全国、県平均よりも低くなっておりますけれども、高学年になり次第、全国、県平均と同等、あるいは高い種目がふえております。

また、中学年においては、筋力、筋持久力、敏捷性で全国、県平均と同等かやや劣っていますが、持久力については優れており、山口県全体の課題でもある柔軟性については向上が見られているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） いろいろ学年によって違うようですが、全国平均を下回っている原因については、何に問題があるか、食生活に問題があるのか、あるいは日常の運動不足に起因するものか、そういう原因についてというか、そういう問題についてをどのように考えておられるのか。また、どういうふうな対策というか、どういうふうな取り組みをこれから力を入れていかれようと思われるのか、伺います。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 今、要因についてというお尋ねでございますけれども、今の児童生徒の体格、身長であるとか、体重であるとかいうことの原因でございますけど、平生町の児童生徒

は、一応、別の調査もありまして、朝食や夕食の摂取率であるとか、運動習慣の時間等、この辺については、全国、県平均と比較しても顕著な差はないということで、いわゆるこの体格についての要因というものはわからないというのが現状でございます。

次に、体力のほうでございますけれども、体力はどちらかというと、県の平均も平生町の平均もそうなんですけれども、一部のものにこれちょっと下がっている部分もあるが、強い部分もあるということで、主に、やはり体格に関して影響が出るようなものになれば、ちょっと低くなってくるけれども、持久力であるとか敏捷性であるというのは、県も全国に比べても高い位置にあたりすると、同じような傾向が、今、平生町に出ているというふうに感じております。

特に、こういうふうな課題を各学校とも検討していただきまして、その対策ということで、特に、体育の時間であるとか業間体育、あるいは部活動などの、教育活動のさまざまな場面で、運動の持つ楽しさをとにかく味あわせていこうということで進めているところです。

また、運動が自身の健康に及ぼす効果なども保健なんかを通して理解をさせていこうということで、その理解のもとに運動の機会をふやしていくという方針で進めております。

また、その体力、運動能力の要素を高める具体的な方法を学ばせることも子供たちの発育・発達の状況にあわせて実践しているところでございます。

その成果の一つとして、今、山口県全体的に、柔軟性が劣っているということがありましたので、そのことを各県内でもそれぞれの学校で実践しているわけですが、これについては、今、平生町、大きく成果が出ているというふうに感じているところです。今後もこのような対策を継続していったって、平生町の子供たちの運動能力について、体力について、向上させていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 体力は何事においても基礎となりますので、日々、成長している子供たちの体力づくりにしっかりと目を向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、2020年には東京オリンピックがあり、子供たちに夢を持たせ、体力をつけ、スポーツに励んで頑張ってもらいたいと思います。要望で終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

公立の小中学校の夏休みの短縮についてでございます。

全国的に公立小中学校の夏休み短縮が広がっています。夏休み短縮が行われる背景には、脱ゆとり教育を目指した学習指導要領の改訂による授業時間の増加にあります。学校現場では授業時間が確保され、夏休み短縮以外にも土曜日授業を行うなど試行錯誤が続いています。

そんな中、教育改革として、公立小中学校の夏休み期間の大幅短縮を目指している自治体もあるようです。目的は、学校には教員の多忙という全国共通の課題が存在している。多忙以外に、物理的に授業の準備時間の確保が不十分、夏休みを減らすことで授業日数をふやし、一日当たりの授業時間を減らしたり、これにより授業時間を確保し、質の高い授業を提供するということが目的だそうでございます。

夏休み短縮については賛否両論があるようでございます。いろいろ意見をネットで調べてみますと、「厳しい暑さの中、時間だけふやしても学習ははかどらないと思う」、「冷房が設置されるなら賛成」、「義務教育段階では、指導要領に定められた内容を実施するにも学校現場では大変であると思う」、「学習理解を深める指導や理解をあわせた丁寧な指導が置き去りにされている現状もあるでしょう」、「児童生徒のよりよい教育確保が展開されることを願っています」、「授業時間が少ないのに学習単元がふえているという現状です」、「放課後の子供たちと会うと、みんな忙しそうです」、「夏休みの自由研究もいいですが、それ以外の時間に読書をする時間を与えてほしい」。それと、まだいろいろ、これから先、まだ言いますが、「夏休みこそ、自分たちが自分の好きなことに没頭させてあげたい。そこから学ぶことは多いはず」。また、「冷房装置といっても冷房を動かせば電気代は自治体が払うから、節電などの点から考えてもいかなものかと思う」、「夏休みは、学校があるときにはできない家族での団らんやさまざまな体験ができる時間である」、「授業回数が多いのもよいことだが、夏休みの学校に縛られない時間も大切である」、「暑い残暑の中、授業を1週間程度早めたからといって、どれだけ大きなものが得られるのだろうか」、「最近では、学校の授業よりも家族で出かけることを優先する御時世。最後の夏休みの1週間は、旅行代金も夏休み中、一番、下がる時なので、この時期に旅行をする、計画することもあり得るので、世の中の動きに合わないのではないか」というふうなことがネットには多くの意見が寄せられております。全体を見た感じでは、反対意見のほうが多かったような気がします。

このように、全国的に広がりを見せている夏休み短縮について、教育長の考えを伺います。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 夏休みの短縮についての質問にお答えいたします。

議員、お示しのとおり、夏休みの短縮について報道がなされたということもありまして、賛否両論の、今、議論がちよっといろんなところで沸き起こっているかなというふうには思っております。

全国的な実態については、きちんとした調査したものがなくて、詳しく承知しているわけではございませんけれども、小中学校にエアコンを設置した自治体が授業時数の確保と教職員の日常の多忙化の解消という理由から、夏休みを一、二週間程度短縮して実施しようとしている学校があるように感じております。

現状では、夏休みの短縮を実施している学校はそれほど多くないかなというのは私の実感ですけれども。ただ、これから先、平成32年度から全面実施される小学校の次期学習指導要領では、英語の教科化などによって、標準授業時数が3年生以上で、それぞれ年間35時間分、いわゆる週1コマ分ふえるということから、その授業時数の確保という点から、議論がこれからますます活発化するのではないかなというふうに感じております。

現在、小学校は、4年生、5年生、6年生の年間授業時数が同じで980時間ということになっておいて、週当たり28コマ、平日で換算しますと、5日間のうち3日間は6コマ、いわゆる6時間授業、2日間は5コマで5時間授業というふうになっております。その5時間授業の2日間の1日が職員会議等ということで当てられております。また、もう1日はクラブ活動や委員会活動に当てられているというのが一般的でございます。これに1時間ふやすということになりますと、単純に7時間目をつくるという考え方になります。しかし、児童の下校時間であるとか、職員の勤務時間ということを見ると、1日の中に7時間押し込めるということになると、厳しい時程が想像できるということで。そこで対策として、今、考えられているのが、年間授業日数を今よりもふやす、増加させるという考え方で、時間割をそういうことで編成していく、いわゆる年間授業時数を増加させるということになれば、夏休み、あるいは冬休み中、あるいは土曜日に授業を実施するということが考えられるということになるかと思えます。あるいは、また別の考え方では1時間、コマを丸々単位ふやすのではなくて、45分の授業を3回に分けて、15分の授業を3日に分けてやると、15分はその日は1日授業時数はちょっとふえるということになりますけれども。この考え方は、その15分ドリル形式でやっていくというような考え方もございますし、あるいは、今、45分の授業に15分くっつけて60分授業をつくってやっていると、そこで、ゆとりを持った充実した授業をつくっていくというようなさまざまな、今、考え方を検討しているような状況にあります。今、どう時間割を組むか、カリキュラムを編成する権限を持つ各学校で判断することになるのですけれども、夏休みの短縮であるとか、土曜日授業ということになりますと、教育委員会も、当然、かかわっていかなきゃいけないという問題になることと思っています。特に、児童生徒及び保護者、教職員の意向、また、先ほどからちょっとございましたが、空調の問題も検討課題になっていくのではないかなというふうに思っております。

今後、学校とも慎重に協議を進めて、方向性を決めていきたいというふうに考えております。現在は、特に、結論をつけたものを持っているわけではございません。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） お考えをお聞きしたわけでございますが、今後とも協議していくとのことでした。また、これは聞いておいてください。

町内で聞いた話ですがね、「夏の暑いときに子供を学校には行かせたくない」という意見と、これは共働きの世帯ですわね、「共働きの世帯では働きやすくなる」「夏休みには給食がないのでね、給食のありがたみがよくわかる」と言った人もおりました。夏休みの短縮について、アンケート等を実施したらいかがかと思っております。これは要望です。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

孤独死についてでございます。

孤独死は、年間、国内で死亡する125万人のうち、3万人が孤独死です。孤独死を迎える高齢者の年間の数は増加の一途をたどっております。これから先、団塊世代が年を重ねるごとに数はふえると思われまふ。当の高齢者は、孤独死に対する意識が意外と低いのが現状であるそうです。

内閣府が発表した平成24年、高齢者の健康に関する意識調査では、「孤独死を身近に感じるか」という問いに対して、「わからない」3%、「とても感じる」という人が4%、「まあまあ感じる」という人が13%、「余り感じない」が36%、「全く感じない」が44%、この数字を見ますと、自分とは関係ないと思っているのが大多数ではないかと思ひます。

そして、高齢者の単身世帯は、内閣府による調査、推計によりますと、これまで、2035年にひとり暮らしの高齢者は760万人を超え、2005年の386万人の約2倍に達するとされています。そして、高齢者以外の単身世帯を入れれば、かなりな数字となるようでございます。

そこで、孤独死をされた部屋の掃除をする人の業者、特殊清掃業者の話によれば、「近所に挨拶をしない」、「地域コミュニティに属していない」、「趣味を共有できる仲間がない」、「布団をたたまず、敷きっぱなしにしている」、「家電が壊れても処分しない」、「同じ家電を複数持っている」、「ごみを捨てない」、「掃除をしない」、「食生活が乱れ、室内にはコンビニ弁当の空き箱、お酒の空き瓶が散乱している」、「ごみ屋敷化している」、以上の傾向、前兆があるようです。こういった兆候が見てとれた場合、定期的に声かけを行ってみるなど、地域における見守り活動を強化していきたいところでございます。

この見守り活動は、全国各地でいろいろと行われております。事例を挙げてみますと、「御近所、福祉スタッフを配置し、同じ地域に住む方々で見守り、支え合う地域づくり」、「地域住民を見守り、支援員として養成するためのインストラクターを福祉経験者から募集し、配置する」、「事業者の事業活動を通じて異変があった場合、連絡・支援体制の確保」、「近隣住民と協力しながら、地域で支え合いの場を広げていく活動」、「ひとり暮らし、高齢者のみの世帯等、要援護者世帯を把握し、要援護者マップを作成、情報を共有し、見守り活用を行う」、「緊急通報装置、福祉電話、テレビ電話等の機器を活用し、見守りや緊急時に迅速かつ適切な対応を図る」、「弁当、ヤクルト、乳製品等の配付時に生活状況を把握、安否の確認をする」、「地域サロンなどとの住民組織との連携」、「緊急医療情報カプセル」、「家具の転倒金具防止の取り付けなど

をきっかけに家を訪問し、家の中の様子を確認する」、「安否確認ホットライン連絡窓口を新設し、キャッチした情報をもとに迅速かつ適切に対応できるマニュアル作成」、「行政内部の対応、体制を整備を充実」。ほかにもいろいろありますが、まず、いち早く生活弱者を発見し、いち早く命を守る行政サービスへつなげ、生活再建を進める。今、申し上げたように、いろんな取り組みが各地で行われています。

そこで伺いますが、孤独死の原因となるひとり暮らしの高齢者、健康面に問題がある人、経済面に問題がある人、社会にかかわりが無い、親族や家族がいないか疎遠である、これらのことに関して町は把握をしているのでしょうか。そして、町として孤独死を防ぐ対策はどのようにしているのか伺います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 孤独死を防ぐ対策についてということで、全国の動向、あるいはまた見守り活動の重要性等々の御指摘をいただきました。そうした孤独死の背景等についてという社会とのかかわりを含めて、町が把握をしておるのかという御質問でございます。

御承知のように、今、高齢者の実態調査を毎年、民生委員さん等御協力をいただいて実施をいたしております。今、平生町内65歳以上のひとり暮らしの方が1,193人、75歳以上のふたり暮らし、604人という状況で、これらの方々、あるいはまた寝たきりの高齢者等を対象にして実態調査を民生委員の協力によって実施をいたしております。いろんな聞き取り調査をやっておるんですが、調査票がありまして、「日常生活の自立度」、「主な病気」、あるいはまた「介護が必要になったら、誰が介護をするのか」、「近隣との交流はどうか」と、「ある」か、「ない」か、「どの程度」かと、「非常時の連絡先」、「主なかかりつけの病院」等々について、この聞き取り調査を実施をして、それぞれその結果は、また民生委員さんや社会福祉協議会等にも情報提供しながら、見守り活動の資料にさせていただいております。町のほうもしっかりその集計をして、きちっとファイルをしておるという状況でございます。町として今後も引き続き、こうした方々のフォローはしっかりしていきたいというふうに考えております。

また、町の事業としては、緊急通報システムの設置事業を実施をいたしております。これ、もうかなり早くから、平生町は取り組んでおります。ひとり暮らしの高齢者、身体障害者などに対して緊急通報装置を設置をして、今、緊急のとき、あるいは災害時等、迅速かつ適切な対応ができるようにということで、今、78台ほど、御利用をいただいております。

さらに、地域の福祉活動としては、それぞれ各地区でふれあい弁当等を実施をさせていただいて、そのときの安否確認等含めて実施をさせていただいております。配食サービス事業もそうであります。そうして、特に、また、社協のほうでも地域の福祉の輪づくり運動で日常的な見守り活動等含めて、御協力をいただいております。ということで、あるいはまた地域によっては、それぞれの地区によって見守り活動の展開をいただいて、近所の方々の安否確認をお互いに情報共有をして対応して

おられる地域もございます。そういったことで、地域の皆さんと町ともしっかり連携をして、これからもこうした見守り活動を含めて展開をしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時からいたします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） 孤独死について伺いましたが、今年、私の周りにも孤独死と思われる人が2人おりました。1人は、回覧板を回したとき、応答がないちゅうことでわかったんですけども、もう1人は、もう葬式の連絡をしにいったら、既に、亡くなっていたというのが、今年2件ございました。それと、過去にも町営住宅で行ったとき開けてくれないかというので、そのとき開けておれば、助かっていたのではないかということも過去にございました。

それで、そういう応答がない場合に、これはどこに連絡したらいいのでしょうか。それと、今、見守り、いろいろ先ほど社協とか民生委員の方が見守るとか言っておられましたが、もう……というかね、見守らなきゃいけない人というのは、もうかなりふえております。私の家の周りでもちょっと数えてみれば、10軒近くがあるんじゃないかと思います。そういうことで、地域住民を見守る支援員の配置といったことは考えられないかということで、ちょっと2件だけ、連絡先と支援員は置けないかということをお聞きします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） お答えをいたします。

連絡先は町のほうに御連絡いただければ、対応させていただきたいと思っております。ちょっとここはどうなっちゃうんじゃないかというケースあると思っておりますから、遠慮なく町のほうに問い合わせをしていただければというふうに思います。

地域の見守りの実践ができているところとそうでないところがありますから、いろいろ今度はコミュニティ協議会等々も発足しておりますし、いろんな福祉、それから、保健福祉部会みたいな形で部会もつくって対応されているところもありますから、よくその辺については、これから協議をしてみたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） よその自治体ちゅうんですかね、事業所といろいろ提携して、いろんな事業所、50カ所ぐらいの事業所と提携したところも見守りであるようでございます。そういった、この見守り活動というのがいろんな方面を使ってつくっていただけるように要望しておきたいと思っております。終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） それでは、通告書に従って質問します。

1つ目の質問は、快適で住みよいまちづくりをしているのかという質問で、5つ質問させていただきます。

1つ目は、大内川排水機場あたりの草は、なぜ十七夜祭りのときにきれいになっていなかったのかです。

今年の十七夜祭りのときに、大内川排水機場あたりの雑草が非常に道路を狭くしておりました。まつり当日は花火の打ち上げ場所の近くでありますので、結構な人通りになり、道端でバーベキューをしている方もいらっしゃいました。まつり当日はきれいに草が刈られている状態が安全上、必要だと思われまます。大内川排水機場の前の道は県道であります。管理は県ですが、草刈りはまつり直前に刈るよう、県に要望したんでしょうか。

また、以前、マロニエが植えてあったところが結構な数あるんですが、そこから草が生えていて、通行の邪魔になったり、見苦しかったり、セイタカアワダチソウが生えていて、高い草が生えていて見苦しかったりしています。生えないようアスファルトで覆ったりできないのか、そういうことを県に依頼できないかどうか、お答えください。

2つ目は、平生幼稚園前の道路のところの葛は、なぜ道路まで伸びるまで放っておいたのかということですか。

この夏、雨がなかなか降らずに日照条件もよかったのか、葛の伸びがすごい、よかったのだと思います。平生幼稚園前の道路のところの葛が、毎年なんですが、道路まで届くほど伸びてくるんですね。それで、歩行者が通れない状況でありました。何で、もっと早く刈ってもらえなかったのだろうかという、毎年、思っていたんで、今回、あわせて聞きたいので質問させてもらうんですが。町の刈る基準点というのは何なんですかね。歩行者が通れないまで放っておくというのが、町は何を基準に草刈りをしようと思っているのか、そこら辺の基準を教えてください。

きょうもちょっと町内ぐるっと見回っていたら、シニアカーで、朝、散歩されている方もいらっしゃるんで、あそこの道路のところはどうかかわからないですが、その基準、そういう方のことを考えるともっと早めに刈ると思うんです。そういう基準、町のほうの基準は何なのか教えてください。その後、町のほうで定期的に見回っているのかどうか。

あと、今後、こういう歩行者が通れないような管理状況というものがないように計画していただきたいので、計画していただけるかをお答えください。

あと、3つ目です。平生の交差点の付近、イオンタウンのあるあたりの道路・花壇のみすぼらしさは解消できないかということで。前、平生の交差点付近は、フラワーベルト整備事業ということで整備されていまして草を抜いたりして、今は休止状態ということできれいに整備されておられませんので、今後の対策を質問します。

まず、イオンタウンの周辺の草ですが、株式会社イオンとの連携協定の中に、「地方創生、まちづくりパートナーシップ包括連携」協定の中に、その11番目に「その他地域の活性化及び住みよいまちづくりに関すること」とありますが、イオンタウンの周りの草刈りというのは、この協定の11番目に含まれないのでしょうか。もし含まれるなら、イオンタウンの国道側のほうは、昔、何かボランティア・ロードというのをやっていたんですかね、その看板が立っていて、何か半分剥げたような感じで表示されているんですが、もし、周辺の草刈りというのをこの協定のことのできるなら、お願いできないのかという質問です。

あと、このボランティア・ロードをちょっと調べたら、国との三者協定事業であり、国に対してからは清掃道具の貸し出し、ボランティア保険の補助、この程度なんですよね。国道側の道路は、本来、国土交通省の委託された業者さんが刈るものだと思うんで、ボランティアで保険が出るにしても、ちょっと有償ボランティア的な感じになるんじゃないかなと思うので、こういうの委託料とっていいのかわかりませんが、少し出るような形にはならないのでしょうか。

それでまた、イオンタウンから郵便局のほうに向かっていく道ありますよね。そっちは県道なんですけど、花の植えていない寂しいプランターが今も何個か並んでいますね。これ、ちょっと花の植わっていないこのプランターほど寂しいものはないかと、私、毎回、通るたび思っているんですが、少しずつどこかに移動しているみたいですね。何個かなくなっていくのが感じとれてはいるんですけど。これ、どんな予定なんですかね。できれば早く、花を植えてないんだったら撤去していただきたいかなと思っています。

あと、元平生保育園の前の花壇、広いマルチがかぶっているんですが、昨晚の突風でマルチが破けて飛んでいないかとか、ちょっと心配になってちらっと見てみたら、大丈夫そうだったんですけど。あのマルチも劣化していきますので、そのうち、多分、飛ぶんじゃないかと思っています。ちょっとマルチの間から草も生えていて、事前にちょっと済みません、表現は悪いかもしれませんが、みすぼらしいような感じがして嫌なんですけど、今後の対策はどのように考えているのか教えてください。当分、現状のままだったら、雑草をきちんと処理して、マルチが飛ばないようにしてほしいのですが、そのように管理していただけるかをお答えいただけますか。

次に4つ目です。

私、具体的なちょっと場所は言わないんですが、今回、河川ののり面に除草剤をまかされている箇所が何か所か町内に見受けられます。先ほど、渚上議員が豪雨への備えはできているのかということで質問ありましたが、今度、台風18号がこっちに向かっているようなんですが、台風などが来て豪雨になった場合、のり面が草が生えていない状況だと、直接、土が雨にさらされて流れますんで、のり面が弱体化、草がないことによって、直接、雨に打たれることによって簡単に流れます。これは重大に、もし、そこに水が大量に流れ込んだら、一気にのり面がなくなる可能性があります。それで、除草剤をのり面にまくって、弱体化させるということは、河川を破損す

る行為に当たり、河川法29条違反になるのではないのでしょうか。まかれないう看板を立てるなどして、また、対策をしなければならぬと思います。あと、広報等で周知し、対策すべきではないのでしょうか。お答えください。

最後の5つ目です。スレート瓦の撤去についてです。

石綿、いわゆるアスベストを含むかもしれないスレート瓦が、佐賀漁港付近の民家に処理されず、一般家庭の敷地に置いてあります。環境省の飛散性アスベスト廃棄物の処理については、排出されるまでの間の保管方法について、次の措置を講じるものとされています。

- 1つ、ほかの廃棄物と分別して保管する。
- 2つ、荷重により変形または破断しないように整然と積み重ねる。
- 3つ目、飛散しないようシートがけ、袋づめ等の対策を講ずる。
- 4、非飛散性アスベスト廃棄物の保管場所であることを表示する。

とあります。その敷地に置いてあるスレート瓦を見ると、粉々になって土のう袋に入っていますが、袋が破れて見えているもの、崩れて落ちて割れ、そのままになっているものなどがあり、環境省の保管方法を守っていただいている状況ではないようです。

台風等で飛散する可能性があり、快適で住みよいまちにはならない可能性があります。撤去処理を町民にお知らせできないのでしょうか。撤去できないんですしたら、きちんと保管できるよう、保管方法をお知らせできないのでしょうか。

以上、済みません、ちょっと5つ、多いですが、よろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 順次、お答えをさせていただきます。

最初の、大内川の排水機場の草刈り、県道の草刈りでございます。

県のほうは業者に委託をして、草刈りをやっていただいて、毎年6月ごろには入札を終えて、7月から順次やっていくということで、業者のほうスケジュールを立てて、ある程度、実施をしていくということになっておりまして、今回、確認をさせたところ、十七夜前までになぜ……、結局、業者の都合がつかなかったということのようでございまして、県のほうでは、これはもう事前に、ある程度、こちらが要望すれば、それまでにやっていただくようにできないかということと話をしておりますので、今後、早目にこの辺の要望をしてやっていただくように対応していきたいというふうに考えております。

それから、県道光上関線、角浜から町道桜町線の部分までのいわゆる歩道部分において、そのまま街路樹があったところから、今、草が生えておるといふようなこととございまして、そのままになっておるといふことですから、今後のそういった植栽の更新があるのかどうかも含めて、今後の対応については、柳井土木事務所と協議をしていきたいというふうに考えております。

それから、平生の幼稚園前の道路でございます。

町道の大井川線ということになります。葛が、実は、大井川のほうから生えてくるというんで、県に、あれ、何とかしてくれということまで話をしておりましたところ、だんだんはみ出してきた。したがって、これはもう少し対応しなきゃというんで、これは町が草刈りを実施をしたという経緯であります。したがって、いろいろ町道の草刈り等については、今、維持管理について4名の作業員の方で2人ずつ2班体制で、今、やっていただいておりますけれど、こういった、今、ちょうど路線数で214路線、延長で127.8キロありますから、できるだけパトロールもしてはおりますが、現実的には地域の皆さんから、地元からの要望に基づいて、早急に対応が必要だと判断される場合は、優先をして対応していくということで、今、基準といえば基準でしょうが、そういう、今、対応の仕方をとっております。しっかり地域の皆さんの協力もいただきながら、維持管理ができるように努めていきたいというふうに考えております。

それから、あそこのイオン、マックスバリュのところの国道周辺といいますか、でございますが、パートナーシップ協定、包括連携協定の2条の11ということで、「その他地域の活性化及び住みよいまちづくりに関すること」ということで出ておりますけれども。例えば、町が行う清掃活動に、皆さん一緒に協力していただけますかというようなケースはあると思うんですが、イオングループがそのまま店舗周辺の国道にかかわる草刈りをこの協定で実施をするというのは、ちょっと難しいかなというふうに思っております。むしろ、先ほど御指摘のありましたボランティア・ロードの活用といいますか、あのちょうど前のトヨタカローラですかね、トヨタカローラ山口株式会社が、この今、ボランティア・ロード、締結をして実施をされております。そういう形で、今、まさにその業者なり、あるいは地域なりと町、そしてまた国と、三者で協定を結んで対応させていただいておるということでございます。ボランティア、まさにボランティア・ロードでありまして、なかなか有料ということで対応ということは、限度があるかなというふうに思っております。

それから、花壇とプランターのことでございますが、去年からフラワーベルト整備事業が休止をされておるということで、今、プランターについては、これ、せっかくだから有効に活用してもらおうということで、小中学校なり、あるいは旧公民館、地域交流センター、こういったところに話をして、今、順次そっちへ移していただいて、今ちょうど、先週で全部撤去が終わったというふうに報告を受けております。

それから、熊川の花壇でございますけれども、これも十七夜まつり前には、一遍、除草作業を実施をしましたが、また、御指摘のように伸びておりますから、またこれは近いうちに作業を行っていくということになるかと思います。

花壇・プランター等々の今後の扱いでございますが、来年度、先ほど提案の中で申し上げましたが、山口ゆめ花博が実施をされるということで、県内の各市町でこの花博に向けての取り組みがいろいろ展開をされていくということになりますから、本町におきましても、その植栽にまた

活用していければというふうに考えております。

それから、河川法の河川ののり面の除草剤の行為ということでございます。

河川法で、重要な河川の管理、治水、利用等定めた法律でございますけれども、この法律が、河川法が適用になるのは一級河川、二級河川と重要河川ということで、本町では、県管理の二級河川、いわゆる荒木川、大井川、神領川、大内川、熊川、田布施川、それと法律が適用されない普通河川ということになります。

河川法上の河川管理上に支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限、許可について、御指摘のように河川法29条で示されているわけでありまして。その中には、除草剤の散布、休止についての直接的な規定はありません。

したがって、この除草剤の散布が、先ほどもいいました河川管理上、支障を及ぼすおそれがあるか否やということになってくるわけでありまして、河川法が適用されるのは県河川だけですから、県のほうに確認をしておりますけれども、除草剤の散布が直ちに規制対象に該当するということにはいえないと。いわゆる社会通念上、合理性のある管理のもとで認めるものであれば、規制対象外行為と、大変難しい社会通念上の判断、なかなか難しいところでございまして、具体的な対応は県と協議をしながら、今後とも適正な管理ができるように対応していきたいというふうに考えております。

それから、スレート瓦の撤去についてということでございます。

以前のスレート瓦には石綿が確かに含まれて、広くいろんな屋根等のほうに使われておりました。平成16年以降は、いわゆる石綿含有のスレート瓦の製造、販売、輸入が禁止ということになっておりますから、最近の流通しているスレート瓦は大丈夫ですけれども、古い瓦については、これは含まれている可能性は否定できないというふうに思っております。先ほど環境省のこの保管についての指導について触れていただいておりますけれども、この、当然、石綿含有廃棄物として、これから、確認できればいいです、いついつのやつで、これは含まれているとか含まれていないとかわかればいいんですが、そうでない場合は、一応、そういうものが含まれているものだという前提で処理をするということになりますから、その場合は、最終的には埋め立て処分と、収集運搬を含めて処分基準がそれぞれ定められておりまして、県の許可を受けた最終処分場で処分をしなければならないということになっております。

したがって、いわゆる所有者に対して、もちろん現状、町のほうでも一回確認をしますけれども、確認の上、所有者に対して適切に処分するよういろんな指導をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 5つお答えいただき、ありがとうございました。県とのほうの協

議をし、しっかり管理していただく草のほうに関してはやっていただけるということで、どうぞよろしくお願ひします。また来年、早く刈ってくれって私に言われないうちによろしくお願ひします。

花壇、元平生保育園の前の花壇、あそこもまあ、山口ゆめ花博があるからそこまでやって管理していくんだと、向けて維持していくんだということで、それもよろしくお願ひします。

あと、4つ目でしたね。除草剤の件なんですけど、私、そのまかされているところ、ほぼ毎日のように通るので、本当に崩れているんですよ、さっきの法律が適用されない河川に当たるんじゃないかと町長の御答弁だったんですけど、以前にも、崩れて土のうで押さえてもらったり、町にやってもらっているんですよ。もう川のほうののり面が見えて、もう完璧に崩れて落ちているんですよ。いや、これ、法律が適用されないからどこのこのじゃなくて、もうちょっとまずいんじゃないかという感じなんで、何ていうんですかね、安全上、河川が破損するっていう町の判断を持ってもらいたいと思うので、そこら辺、河川法がどうのこのこのじゃなくて、本当に土砂災害になるんじゃないかという判断でやっていただけるかどうか、もう一度、お聞きします。

それで、スレート瓦の撤去については、県のほうに手続というか、許可を受けた業者にちゃんと町のほうから言ってもらって指導というか、ちゃんと処理してもらえるようにいってもらおうということなんですけど。先ほど言ったのは、一般の家庭においてあるっていう感じのだったんですけど、たまに、佐賀の海岸に流れ着いてるスレート瓦というものがあって持ち主がわからない、そういうものは、海岸清掃のときに引き揚げたら、それも町のほうで処分していただけるのかということなんですけど、そこら辺をちょっとお聞きしたい。

あと、ちょっと最初のほうに戻りますが、県も草刈りが、今年はちょっと草の勢いがすごいよかったのかもしれませんが、追いついていないような感じが見受けられるんですよ。先ほど、岩本議員が清掃デーを設けてやったらどうかという感じだったんですけど、ごみ、今回ボランティア、山口県、7月二十何日かにありましたよね、あのときにごみを拾うだけじゃなくて、草も一緒にやったらどうかと私は思っていたんですよ。ですから、岩本議員の言われた清掃デー、ごみを拾うだけじゃなくて、やっぱり草もみんなで一斉にひいたほうがいいんじゃないかなと思います。

そこで、県のほうでは山口県きらめき道路サポート事業というのが設けているようです。これは、300メートル以上ですかね、でやって、お金も先ほどボランティア・ロードはお金は出まらなかったけど、きらめき道路サポート手続の事業だと多少、お金が出ます。1平方メートル当たり43円、これ、いろいろちょっとハードルが高い面もあるのかもしれないんですけど、こういう事業も活用して、あまり町民の方に負担にならないようにやっていったらどうかと思うんですけど、この点について、ちょっとお聞きしたいです。

山口県はサイクル県ということをやったって、観光の面で人を引き寄せようということをやっ

いますけど、道路の草がこう繁茂する状況だと、ちょっとサイクリストの方を見かけるたびに申しわけなく思うんで、県と町民とともに協力してきれいにするようにしたいと思っておるので、御答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 河川の関係は、しっかりもう一度、よく点検をして指導するべきことがあれば指導してまいりたいというふうに思います。

それから、きらめき道路サポート事業ですが、今、議員御指摘のように、県道のこれは維持管理といいますか、それを地区、自治会とか老人クラブとか団体で、婦人会とかそういうところで管理をしていただくと。のり面等の草刈りなどやっていただけたところについては、先ほどありましたように、これ、要するに、作業1回分の支援ということでございまして、2回目以降は、これはまさにボランティアになるんですが。

本町でも、今、佐賀の東魚見地区でちょうど県道が走っておりますが、あそこ昨年からの事業の採択をいただいておりますという状況でございます。本当にボランティアで、委託料もそういった意味では本当に謝礼的な意味合いといいますか、それでまさに労働の対価ということには、到底なりませんけれども、できるだけ、そういうみんなできれいにしていこうという御協力をこれからもお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

スレートの件は、産業課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 藤山産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） ただいま御質問のありました海岸に打ち上げられたごみでございますが、一般に漂着ごみと申しますが、これは地域住民、民間団体が、そうしたものを収集したものについては一般廃棄物として町が処分することになっています。それがスレート瓦であっても一般廃棄物として、町が一応、預かりまして、県等と協議しながら適切な処理をするようになると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） それでは、快適で住みよいまちづくりについて努力していただけるということで全体的な答弁いただきましたので、これで、私、1問目は終わらせようと思えます。よろしくをお願いします。

2つ目の質問に移ります。

2つ目は、少子高齢化社会の対策として、多文化共生社会を目指すべきではないかということです。3つ、聞きます。

近年の国際化、グローバル化の急速な進展の中で、今、人、もの、情報の地球規模での移動が加速し、政治、経済、文化などあらゆる面においてボーダーレス化が進んでおり、国際的な関係も多様化・複雑化しています。

平生町においても、中国をはじめ東アジアの方や韓国、欧米などから労働者として居住、来訪され、国籍や文化、価値観などの違いを超えた多文化共生社会の構築に取り組まなければならない状況じゃないかなと私は考えております。

また一方で、国内においては少子高齢化や人口減少が進展しており、経済規模の縮小が想定される中で、こうした状況に対応し、新しい町の魅力や活力を生み出すために積極的な地域への国際化が求められているという考えもあります。

国においては、外国人住民の増加を背景として2006年3月に、地域における多文化共生推進プランを策定し、地域の実情と特性を踏まえた多文化共生の地域づくりを推進しています。

山口県においても2003年3月に、新・やまぐち国際化推進ビジョンを策定し、一層の国際化を促進するとともに、2015年の世界スカウトジャンボリーの招致支援や山東省との経済貿易商談会などの開催を通じた貿易支援、県内市町や近県自治体と連携した外国人観光客、修学旅行者の誘致など積極的な施策展開がなされたところであり、国際化の推進は、これからのまちづくりにとっても不可欠な要素となっています。

それを踏まえて、1つ目の質問としてお聞きします。

平生町の多文化共生社会へ向けての現在の対応を何かされていますでしょうか。今現在、行われていることがありましたら、お答えください。

2つ目です。多文化共生推進プランをつくったり、友好都市提携してはどうかという質問です。

総務省の多文化共生の推進にかかわる指針・計画の策定状況を見ますと、平成28年度には都道府県では94%、町では22%が多文化共生推進プランは作成されています。

山口県もちょっと多文化共生という言葉を使っていないんですが、新・やまぐち国際化推進ビジョンを作成しています。このビジョンの28ページ、第6章ビジョンの推進体制にあたっては、県民、民間団体、企業、市町村などの議会と協力を得て取り組んでいきますとあります。市町村の役割としては、外国人を含む住民に、直接、行政サービスを提供する立場にある市町村においては、在住外国人の暮らしやすいまちづくりや生活支援の充実に取り組むとともに、県との連携のもとに地域の特色や実情を踏まえながら、住民や民間団体などの活動を支援するなど国際化推進施策を積極的に展開し、国際性豊かな地域社会の形成に取り組むことが期待されるとあります。

平生町も多文化共生推進プランをつくって、外国人の方がもっと不便なく暮らせるよう、日本語教育などかいろいろ支援の方法もあるんですが、そういう受け皿づくりをしていったらどうかなという御提案です。こういう受け皿づくりをしていただけるかどうかをお答えください。

そして、山口県は友好都市提携ということで、山東省と韓国の慶尚南道と友好協定を結んでいます。平生町も2年前ぐらいからですかね、イタリア半島構想ということ掲げてやっていますが、いっそのことイタリアとの友好都市協定を結んではどうでしょうか。同じ県内に友好都市協定を見ますと、結構、やられているんですね。平生町もどうかなと、可能性はあるんじゃないか

などと思うので、友好協定を結ぶ考えがあるかどうかをお答えください。

あと、最初の河藤議員の質問で、町長がお答えになった中で、ユニバーサルデザインということをお答えになったので、私のほうからちょっと確認の意味で、もう一回、お聞きしますが、これから外国人の方も少子高齢化に伴ってふえてくるとは思うんですね。そういう身障者の基本構想に外国人対応の考えを盛り込む必要があるのではないのでしょうか。案内を英語表記にしたり、易しい日本語とってふりがなをつけたり、いろんな対策はあると思うので、そこら辺の考えがあるかどうかを、もう一度、確認の意味でお答えください。

あと、3つ目なんですけど、国や県に積極的に外国人を受け入れるよう、政策強化するよう要望するべきではないかということで、最近の新聞で見ていると、中小企業経営者の間では、従業員不足のために経営が立ち行かなくなるとの問題が強くなってきているとの記事を見ました。あとは、私、新聞の折り込みの求人情報とか見て、今、何が不足しているのかなと見てチェックしているんですが、やっぱり介護職のほうはすごい求人が多くて、今すぐ対応しなきゃいけないんじゃないかなと。ちょっと焦ってはいるんで、町長は、現在、山口県町村会長でありますし、国のほうに政策提言しやすい立場にあられるのではないかなと思って、今回、質問させていただきます。国のほう、県でもいいんですが、政策提言していただけないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 多文化共生社会という一つの大きなテーマで、今回は質問いただいております。

雇用条件、国内労働者不足といいますか、そういう、直接、雇用の対象としてこれを考えていくのはどうなのかというような、これはまたいろいろあると思いますけれども、国際化に向けてそういうのをしっかり受け入れていくことを考えたかどうかという提案だというふうに受け止めさせていただきます。

具体的に、例えば、雇用対策の一環ということでは、これはもう国もそうですし、ここで言えば、ハローワークなんかもそうですが、国と町の関係においては、特に、外国人の雇用について特別対応しておるという状況は、これはもう、内外関係なく平等に対応しておるという現状でございます。したがって、国際交流なり、多文化共生社会を目指す一つの一步としてどうかということだと思えます。

今、平生町は、平成20年以前ぐらいは、外国人登録をした方が約100名近くおられました。今は50名です。半減ですね。当時、いろいろ、いろんな業種によって、そういう中国、韓国を中心にたくさんの方々がお見えをいただいていたということもありまして、いろんな交流の場を町としてもセットして、中国人の方なら、逆に、その方を招いて餃子のつくり方を勉強するとか、いろんな形での町内でも交流が行われ、特に、お祭りのときには国際交流ブースをちゃんとつくって、それでいろんな交流をしていただいたりということもしておりました。ただ、今、

申しあげましたように、50人ぐらいにかなり減少してきておりますので、また機会があれば、これ、各国に本当にわたっております。十二、三カ国からお見えをいただいております。十二、三カ国からお見えをいただいております。

したがって、定住対策の一環もありますから、十分連携をこれからとれるところをとって、町としてできる対応といたしますか、そういうものは考えていかなければいけないだろうと思いますが、少し状況を見ながら、こういった外国人で本町へ居住をいただく方の動向等、十分、踏まえて、これからもさっきの役場の対応も含めて、言語の問題も含めて、それぞれの状況を見ながら対応させていただきたいというふうに思います。

それから、多文化共生プランということでございます。

少なくとも国が今、示しておりますけれども、大体総人口に占める割合がかなり、1%を超えらるとか、そのぐらいになってきますと、このプランは大体策定をされておるんじゃないかなという気がいたしておりますけれども、この辺も今、ちょっと若干、平生町ではそういう状況ですから、なかなかその域にまだ達していないというふうに考えておまして、しっかりその前段の国際交流と言いますか、友好相互交流というものを、促進をしていきたいというふうに考えております。

友好都市の提携でございます。イタリア半島構想もありますけれども、どことどういう目的で、どういう関係で接点を広げていってやるかというような、これは町としても考えていかなきゃいけない課題だというふうに受けとめておまして、しっかりそういった、何て言いますか、相手なり、そういうものがかなり具体化してくれば、その機運を高めていくための努力をしてまいりたいと思いますし、皆さんと一緒に、そういった対応というのは、これから考えていかなければならないというふうに思っております。

本当にこの、まさに多文化で共生をしていくということになれば、異なる宗教、人種、それから文化、こういう価値観、いろんな違うものをしっかりと、地域でも受け入れていく、そういうやっぱりひとつの覚悟といたしますか、環境づくりというものが必要になってくるだろうというふうに思いますから、いずれ国際化の時代で、将来に向けてそういう多文化共生社会を目指していく。これは大きなひとつの目標としてありますし、そうあるべきだというふうに思いますので、そういった意味では、そこら辺の環境づくりと言いますか、我々の意識も含めて、しっかり醸成をしていかなければいけないかなというふうに思います。

国のほうへの政策提言という話もありました。国のほうも、今いろんな働き方改革等も含めて提言をしておりますが、外国人の雇用の問題については、今後、検討すべき問題という位置づけで、明確な方針を打ち出してはおりません。国内雇用への影響等々、いろいろ考えて、多くのことが、課題がありますから、なかなかそこまで踏み切れないというのが、今日の現状じゃないかと思っております。

極端な話はアメリカみたいに、よそに自国民の仕事が奪われるというようなことで排除するというような、極端なケースもあるわけですから、そうじゃなしに、やっぱり多文化と共生をしていく。この折り返いをどうつけていくのかと、国としても大変これは大きな課題だというふうに受けとめておりました、これもしっかりバランスがとれるように、国としても対応していただきたいと、機会があれば、また私たちのほうからも、要望をしていきたいというふうを考えております。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 平生町の外国人の方、20年のころから比べたら50人に、半分ぐらいに減ってしまっているし、まだまだイタリアとの友好協定を結ぶにもちょっと具体的ではない。あと国のほうもちょっとまだまだ、そういう段階ではないということで、ちょっと私の勇み足だったのかなという気がしていますので、申しわけなかったかなと、今は思うんですが、ただ、確かに町長がおっしゃったので、ちょっと安心したんですが、これから国際化の波というのは、どんどん広がっていくと思うので、そういった意味で、機会があったら考えていくという御答弁をいただいたので、安心しました。

県のほうはだいぶ前から、こういう国際化については対応をしていて、観光スポーツ文化部の国際課のホームページを見ると、山口国際化ハンドブックなんてのもつくってて、いろいろ多言語、4カ国ぐらいですか、いろんな防災ハンドブックやら、生活情報ハンドブックやら、いろいろ載ってますので、そこら辺を、あるものは活用できますので、ぜひ平生町の庁舎にも置いて活用していただきたいと思います。

そのホームページ見てたら、語学留学というのもやっているところが、町、自治体でやってはいますので、ちょっとちらっと聞いたら、昔やってたような話も聞いたので、ぜひそこら辺は、予算も厳しいかもしれませんが、国際化に対応する平生町という、国際貿易港もありますので、ぜひ検討をしていただきたいなと思うんですが、もしそこら辺の考えですね、県のもう用意されているものを活用する考えがあるのかと、あと語学留学ですね、ちょっと考えていただけないかということ、質問させていただきます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 最初のほうの県との関係でございますが、国際交流協会もありますし、県のそういった施策もありますし、しっかり情報収集もしながら、活用していくものは活用していきたいというふうに考えております。

語学留学につきましては、市町共同で取り組んでいた時期があると思います。また復活するかどうかもありますけれども、少し、例えば、ここでいえば町長会もありますから、しっかり協議をしながら判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後2時10分からといたします。

午後1時51分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 通告書に従い質問します。

私が今回質問するのは、曾根公民館建てかえと同じパターンになってほしくないからです。一般の家庭でも一生の中で家を建てることは一大行事です。ましてや公共施設となると地域の人には大きな夢があり、一部の人でなく地域の声を聞いてから建設し、建物を次世代にバトンタッチしたかったです。何人かでこのパンフレットを用意しましたが、急なことで配布はわずかでした。どうしても通らなければいけない道があります。今も不満はくすぶっています。これらを踏まえての質問です。

1つ目は、平生町新庁舎整備庁内検討委員会は、いつ、どのような経緯で設置されたのか質問です。平成25年7月1日発足時の構成は、課長会のメンバーで、委員長は町長、副委員長は副町長となっています。同じ年の4カ月後の11月29日の部会は、構成は副町長、総務課、総合政策課、建設課となっています。現在まで4年間には退職、異動もあり、メンバーも変わり、報告、連絡、相談に無駄や効率に支障はないか、これらの方々は役職の方かあるいは専門職を含むのか、メンバーの構成内容と人数を検討委員会及び部会ごとに尋ねる。

2つ目は、29年4月24日平生町新庁舎整備庁内検討委員会部会で、熊本地震を契機に創設された国の補助事業、市町村役場機能緊急保全事業を活用する新庁舎整備スケジュール等について協議されています。

翌月の5月1日、平生町新庁舎整備庁内検討委員会で4月24日の部会での協議内容を報告されています。これらの報告は、8月10日議員全員協議会で口頭で説明を受け、私は一生懸命書きとめようとしたのですが書きとることができず、経緯を文書にしてほしいとお願いしたところで

す。

資料によると、5月1日の検討委員会で、新庁舎整備に平成29年度から取り組むこと、第三庁舎を活用して幹部交番側に建設する案で進めることが確認されています。

私は建設には同感です。今議会に建設するための委託料補正が上程され、説明では、既に設置、設置場所、図面、スケジュール表も添付されており、質問すると、あくまでも補正のためのたたき台と説明された。

補正提出までに新庁舎建設については、災害時の町民の安全安心、また税金が高くなるのではとの不安、これらを踏まえ、設置、設置場所、機能や規模、建設計画や考えは、利用する町民の意見等を聞き、親しみを持たれる新庁舎建設に向けて十分配慮をされるべきではないか。

今後予定している基本設計の要件についても、整備するものと説明されたが、出来上がったものは、修正は難しいと考えるが、再度お聞きします、あくまでもたたき台でよいですか。

3番目、町民からの提案、要望等をいつごろ予定しているかの質問です。

どうしたら、使いよいよりベストな新庁舎になるか。みんなに関心を持たすことは、連帯感が生まれ、1人の問題でなく、全体がよくなるにはどうしたらよいか創意工夫しながら、それぞれの立場で考えることは、よいアイデア、提案が生まれます。まちづくりに共感を持ち、共感から信頼感が生まれます。これこそがコミュニティです。

行政は地域の窓口です。町民の声を聞くべきではなかったのか。計画表を作成するには、まず第一に町民の声、提案、要望などのアンケートよりスタートしたほうが、「ムダ・ムラ・ムリ」が発生しなかったのではないか。

パブリックコメントを30年になっているが、平成29年度にまず早急にアンケートすべきではないか。30年はあくまでもたたき台と受けとめてよいのか、いつを予定しているのかお尋ねします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 新庁舎の整備に向けて、庁内の検討委員会は、どのように設置をされたのかということでございます。

午前中も申し上げましたように、現庁舎につきましては、昭和35年にこの庁舎が建設をされてかれこれ60年近くなります。ごらんとおり、大変老朽化も進んでおりまして、機能がいざれ限界がくると、これも喫緊の課題として、この庁舎の建設問題は対応していかなきやいけないということを申し上げております。

加えて、当時の東日本大震災も被災をいたした経緯もありまして、平成25年に何とかしなきゃいけないと、まずは庁内で検討委員会で検討していこうということで取り組みを進めてまいりました。

その後、いろんな検討項目があります。とりわけ一番やっぱりネックになるのは財政財源問題、財源確保をどうしていくのかということで、本町にとっては、今こういった安全安心のまちづくりを進めていくためには庁舎の建設もあるけれども、まずは子供たちの児童生徒の安全確保をしようということで、学校の耐震化を優先をさせてこれまで取り組んできたという経緯があります。

したがって、この庁舎については後回しということで、ずうっときておるわけではありますが、いずれ、こういう今の状況でございまして、何とかしなきゃいけないという一つの大きな課題の中で、この庁舎の検討委員会は設置をして、当面はそれもう庁内会議ですから、課長会をメンバーとして対応していくと。その中に部会を設けて検討も進めていこうということで、今日まで対応してきたということでございます。

今回はこういった状況に、先ほど言いましたように、国において市町村役場機能緊急保全事業

が創設をされました。これは、熊本地震を受けてやっぱり庁舎がある意味では防災拠点としての機能が果たせないと、町民が逆に困ってしまうということもありまして、これは我々も全国町村会通じて強く求めてきたわけでごさいます、今回のこの制度が創設をされて、これは起債が可能であるということにはなりますけれども、この財政の支援制度をぜひ活用していきたいと。

これは一番本町にとっても、できるだけコストを安く上げていきたいと、こういう立場から、利用する、あるいは利用できるものは活用していきたいということで、今日に至っているわけでありまして、この制度が、午前中も申し上げましたように、平成32年度までの事業ということになっております。したがって、それを建設をする逆算をしていきますと実際の建設、その前の実施設計、その前の今回の基本計画なり構想、こういうものということになると、もう今年度に着手をしていかないと、なかなか間に合わない、こういう事情があることも一つは事実です。

できるだけ、今までもいろんな形の検討は庁内でもしてまいりましたけれども、やはり今この本庁舎何かあったら、この第三庁舎が庁舎にかわる機能を果たす役場という位置づけに、今しておりますから、ここにいろんな防災機能を今集中しておりますから、この第三庁舎を生かして、これに併設をするなり、あるいはこれを生かした形で新庁舎を考えていこうという一つの方向づけをして、できるだけ災害に対応していけるようなまちづくりも進めていきたいという背景で、こうした今スケジュールで今回お願いをすると。

先ほどから出ておりますように、基本構想なり基本計画で具体的な、これから、いろんな言われましたような内容につきまして、検討をしてまいります。

町民の皆さんの意見ももちろん聞かなきゃいけない。パブリックコメントも予定もしておりますし、そのためには、どうぞ御意見くださいませというわけにはいきませんので、おっしゃったように、たたき台がまず必要。そのたたき台を今基本構想と基本計画という形のたたき台としてつくって、これで、皆さん、いかがでございますかという形でこれから皆さんの御意見も聞いていくということになります。

もちろん、パブリックコメントもやりますし、いろんな、これから行政協力員会議もありますし、それから、いろんなコミュニティ協議会等もあるわけですから、いろんなそれは場を通じて、こういう形で今これから取り組みを進めていこうと思うがどうでしょうかと。

きょうも言いましたようにできるだけ利用していただく方の動線といいますか、目線に合わせた、あるいはまた利便性の高い、そういう、同じつくるのであれば、そういう形にしていきたいというような、けさも申し上げましたけれども、そういう利便性のあるものにしていくために、バリアフリーとかユニバーサルデザインとか言いましたけれども、できるだけ皆さんの御意見等も個々に受けとめさせていただいて、これから具体的な計画を進めていくということになろうと思いますから、まずはそのたたき台を今基本構想として、今回お願いをしておるといって状況でございます。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 平生町にとってこれは一大プロジェクトです。町民を置き去りにしてほしくありませんので、本当に申しわけございませんが、曾根公民館を例に出して本当に申しわけございません。曾根公民館、第1回目の曾根集会は、もう1回目に行ったときは、NTTの施工業者が、ばあっと並んで物々しく何人もずらりと机に座っておられ、説明され、本当に圧倒されました。

2回目の地区集会は、曾根公民館はもう解いて建物はありません。12月暮れの寒い中、もう26日だったと思うんですが、平生の第三庁舎へ曾根の住民が来ました。そのときは、もちろん町長は1度も出席されていませんので、町民の声はわからない、現状はわからないと思いますが、町民の声は聞くことはなく、本当に集会は形だけでした。

私は、借金であろうと建てる馬力があれば、喜ばしいことです。町長も曾根の集会には出席されませんでした。みんなで考える町民の目線になれば、横のつながりが広がり、きずなが深まると思うのです。そして、その後に町長の総合判断、町民の声やアンケートを考慮した後に決定したらどうでしょうか。まあ、そのようにすると思いますけども、まず、場所を決定した後、議論を煮詰めていく、そういうふうな形にしてほしいと思います。

今、山口市や防府市はテレビや新聞で盛んに報道されておりますが、防府市の市長が「住民の声にまざるものはない」「利用者がよい知恵を持っているのも驚き」そのような発言もテレビで流れました。

私は、検討委員会は専門職や各課で管理職でもなくても有志を選考し、また各専門職や有識者などで完成するまで同じメンバーで、責任を持って、誇りを持って平生町の誇れるシンボル新庁舎を建設していただきたいと思います。

本当に、私が知っている例では、老人ホームがいいのを大手の建設会社で出せました。すばらしい風呂でした。でも、実際に使うと、老人がちょっと行ったら溺れるんです。もう1年もたたんうちにやりかえました。そういうこともありますので、やっぱり福祉とか何とかの専門職とか、そして、病院の手すりでもそうです、いろんな手すりを持つ人が10センチ違ったらもう持てないという人もいますので、そういう経験者とかいろんな人を配慮して、本当に平生町が誇れる、「まあ、私らの新しい庁舎ができたのよ」と自慢ができるような、そういう、これは本当に大きなプロジェクトですので、町長も本当に神経を使われ、汗をかかないといけないと思いますが、どうぞ町民が誇れる建設にしていきたいのですが、完成するまでのメンバーは同じにする気はないのか、アンケートは確実にするとか、そういうお考えがあれば、この場で聞かせていただきたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 先ほどから、しっかりみんなの建物にしていきたいという気持ちは十分

伝わってまいります。先ほどから申し上げておりますように、まずはかなりいろんな選択肢がばらばらたくさんあってという状況では、平生町の場合は、なかなかないと思っておりますから、限られた選択肢の中でどうすればいいかということを考えていきたいというふうに考えておりますので、できるだけ、たたき台ができましたらまずは、皆さんからしっかり意見を聞きたいというふうに思っております、それは、ぜひ町民の皆さんのいろんなやっばり気づきがあると思えますから、しっかり受けとめて対応していくということは申し上げておきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 例えとして、6億円の建設費用をかけるので6億円というお話が出ていましたが、建設費用をかけるので、平生町商工会加入者や地域の施工業者が潤うことは平生町の繁栄にもなります。細かい配慮が必要と思います。そこらあたり当然、町長、考えておられますか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 具体的に建設が進み、その段階になれば、当然そういうことも大前提として考えて、きょうも午前中もありましたように、しっかりそこら辺は状況を踏まえて対応していかなきゃいけないというふうに考えております。

.....
○議長（福田 洋明君） 次に、細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告しています参加と協働のまちづくりについて質問いたします。

平生町でも、その他の多くの市町村と同様に、少子高齢化の進展や社会の変化で、住民の要望に対して、これまでのような行政の対応は限界にきています。住民同士も、人間関係の希薄化により、助け合いの機能が低下して、安心して住める地域が失われつつあります。そうした状況を打破すべく、参加と協働のまちづくり条例を平成24年に策定され、25年4月から施行されました。

この条例から四、五年たったわけなのですが、町長が思い描かれた町の姿に近づいているのでしょうか。次の4点についてお伺いします。

1つ目は町長のリーダーシップについてです。この協働のまちづくりは、町長が就任されてすぐに中心に据えられてきたと思います。イメージされた協働の姿とはどんなものだったのでしょうか。町長として、職員や住民に対してどのようなリーダーシップをとられ、効果はどうだったのかお聞きします。

2つ目は、その進捗度です。今現在、町全体の進捗度を数字で表すとしたら、どのくらいだと思いでしょうか、お答えください。

3つ目は、コミュニティ協議会についてです。6地区で展開されていますが、それぞれの地域性や社会基盤が異なっています。個別の状況と特徴をお答えください。

4つ目は行政の役割と制度についてです。住民の責務に対する役場の責務としての役割と制度設計はどうなっているのか、その機能が果たされているのか質問します。

以上、町長が理想としているまちづくりの姿とそれに近づいているか、理念と現在の状況をお願いいたします。

次に、地域交流センターについて質問します。

地域交流センター設置及び管理条例が、昨年12月にできました。その中でセンターは、地域づくり活動及び生涯学習の拠点施設として位置づけられています。公民館から地域交流センターと名称が変わり担当課も変わりました。

住民の反応はどうだったでしょうか。地域づくりの活動拠点としての認識は得られているのでしょうか。浸透していないとすると、これからどう伝えていかれるのか、お尋ねします。

次に、センター事業についてお聞きします。これまでの公民館の事業はセンターに移行して変化があったのか、なかったのか。また、スムーズに運営されているのかどうか質問いたします。あわせて利用実績の変化と、担当課が変わったことで利用者への影響はなかったのかどうかお尋ねします。

これまで公民館は、生涯学習の館として地域に親しまれてきました。条例の中でも生涯学習の拠点と明記されています。教育委員会としてはセンターをどのように活用して、生涯学習、社会教育を進めていかれるのか、教育長にお尋ねいたします。

以上、参加と協働のまちづくりについてとその活動拠点となる地域交流センターについて質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 参加と協働のまちづくりについて2点大きく質問をいただきました。

まず最初の理想としているまちづくりはどうかということでございます。参加と協働のまちづくり、今御指摘がありましたように、ちょうど5年が経過をいたしました。条例の制定、それから施行、協働推進プラン、コミュニティ協議会の設立、地域の夢プラン、そしてコミュニティ協議会が昨年は6つの地区全域で設立をされ、今年から公民館を地域交流センターという位置づけで動いてまいりました。たってみればあつという間ですが、基本的には私が申し上げておりますように、地方への財源権限を移していく地方分権の時代から地域分権へという流れを具体的に平生町でつくり上げていきたいと、こういう気持ちで今日まで、参加と協働のまちづくりに取り組んでまいりました。こうした流れの中で、この4月からは、さらに機構改革の実施をして推進体制を地域振興課という形で総務課と総合政策課の業務を再編整備をさせていただいてまいりました。

こういう、これから人口が減少していく、少子高齢社会が進んでいく、そういう状況の中で、地域と行政が本当に一体となって、この地域課題に取り組んでいくという基本的なスタンスに立って、施策を着実に推進していかなければいけないという基本的な考え方で、町としても私自身も取り組みを進めてまいりました。

どの程度、それが、数字で示せということですが、なかなか具体的な、こうしたまちづくりでありますから数字で進捗度を示すことはできませんが、なかなか一朝一夕で、まちづくりというものは、どうしても試行錯誤を経ながら小さな成功体験を重ねていきながら、一つの形あるいは地域力がついていくというふうに考えておりますので、まだまだ今道半ばだというふうに思っておりますが、形とすれば、大体今整いつつあるというふうに思っておりますが、問題はこれから本当にこの地域に根差した形で活動が展開をしていけるか、地域の夢プランもこれから実現に向けて取り組みを進めていくということになろうと思っております。

あわせて6地区の特徴をそれぞれ平生のまち・むら、宇佐木、堅ヶ浜、大野、曾根、佐賀、6地域のそれぞれコミュニティ協議会、その特徴を持って今取り組みをいただいております。

私のところも、全部各地区の広報といいますか、広報紙が届いてまいります。平生まち・むらは「ふれあい便り」、堅ヶ浜は「堅ヶ浜かわら版」、宇佐木はかわら版「うさなぎ」、大野はコミ協「かけごえ」、曾根はコミ協曾根「さくら」、佐賀は「佐賀コミ協だより」、それぞれ中身も工夫を凝らして各地域でいろんな取り組みをされておる姿、本当にこれを目の当たりにさせていただいております、それぞれの本当に特徴のあるサロンやそしてまた、防災の取り組みあるいは地域の清掃美化活動を含めて、あるいはまた、伝統文化の復活の取り組み等々、それぞれ地域ごとにいろんな取り組みが今展開をされつつあります。そうした意味で、しっかりそれを支えていく体制も町としても、いわゆる地域元気づくり交付金、あるいは県や国のそうした各種助成制度等もしっかり活用しながら、今取り組みを進めさせていただいております。

職員にも、本当にこの地域に根差した職員であってほしい、地域の皆さんとの接点をできるだけ広げていって、そこに信頼関係をつくり上げていく、そのことが町の行政のまた一つの大きな推進力になっていくというふうに、事あるごとに話をしておりますが、引き続いてそういうつもりで町の職員にも意識を共有をしていけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、地域交流センターでございます。公民館から地域交流センターへ、この4月から衣がえということになりました。まだまだ十分なところはないかもしれませんが、しっかり、おおむね移行することについては大きな困難もなく移行できたかなあというふうに思っておりますが、公民館のあるいは公民館から地域交流センター、その主旨がしっかり生かされていくように、広報活動を含めて周知をしてこれからもまいりたいというふうに思っております。

従来の公民館行事等についても、運営協力委員会等がそのまま存続しておるところ、ないところ

ろはコミュニティ協議会がやったり、いろんな形で公民館、地域交流センターの運営にかかわっていただいておりますが、町としてもしっかりと、町の職員から嘱託職員、この嘱託職員との今連携というのは、この1年しっかりとやるように、いろんな研修やあるいはまた意見交換会等も開催もしながら、嘱託職員の人材育成ということに対応させていただいております。

いずれにしても地域振興課、町で言えば地域振興課でございますが、それと地域交流センター、今いる町の職員、それから嘱託職員、それからコミュニティ協議会、新たに集落支援員、こういった方々とのしっかり連携をとりながら地域の取り組みを展開をしていけるようにしていきたいというふうに思っております。

地域交流センターの利用実績につきましては、それぞれセンターによってばらつきといたしますが、ありますが、ほぼ利用件数は前年並みという状況になっております。特に今度は移行に伴って、より柔軟な利用が可能になったというふうにも言えますから、しっかり利用者が拡大をされ、地域の活性化につながっていけばというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 地域交流センターでの教育委員会のかかわりということで御質問をいただきました。それについてお答え申し上げます。

地域交流センターは、先ほどからお話もあったとおり、これまで地域の生涯学習の拠点であった公民館の機能に地域共同体と地域づくりの拠点としての機能を加えるということで、生涯学習にかかわる学びと地域づくりを一体化し、地域の特性を生かした地域づくりを進めていくための施設としてスタートいたしました。

これまで公民館であったときは地域住民の日常生活に最も身近な生涯学習の施設として、集う町民の自主的、自立的な活動によりその役割を果たしてまいったと思っております。現在もその役割は継続しながら生涯学習活動の拠点としてそれぞれの地域交流センターで活動されているところでございます。

教育委員会ではこれまで文化展、町民音楽祭、人権学習講座、平生いきいき大学、青少年の健全育成活動などなど、各公民館での活動団体とも連携をとりながら実施することで生涯学習の機運を高めてきたところでございます。

今後におきましても、各地域交流センターで活動している団体や地域の皆さんに教育委員会主催事業に積極的に参加していただき、その学習成果を各地域活動に生かしていただけるよう工夫し、また進めてまいりたいと考えております。

また、住民の参加と協働によるまちづくりを推進していくため、地域振興課及び各地域交流センターと協力しながら、地域の活動拠点として広く町民の方々に活用していただける施設となるよう、地域交流センターで活動している生涯学習グループの紹介を町報で行ったり、生涯学習ま

ちづくり出前講座の事業等により講師の派遣を行ったりするなど、今後も継続して支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 町長としては、着々と住民との協働を進めてこられた。条例をつくったり、プランをつくったり、入物の交流センターを衣がえしたりして、着々と進めていらっしゃるように今お聞きしました。

この協働のまちづくりについては、おっしゃるように一朝一夕にできるものではないです。とりあえず表面上はうまくいっているように見えるかもしれませんが、これからが正念場となると思います。各課の取り組みと来年度の構想をお尋ねします。

町長は今年の行政協力員会議でも参加と協働のまちづくりは町政の最重要テーマと話されました。各課長さんとしてもみずからの役割と責任を考え、住民との協働はどうあるべきか、どう住民組織を支えていくかを常に意識されていることと思います。

この最重要課題に対して各課の取り組みをお伺いしたいと思います。

次に、来年度の構想をお聞きします。交流センターを指定管理へ移行する予定を立てておられますが、受け入れは大丈夫でしょうか。できるところから移行で、無理なら、職員の配置などどのような変化を予定されていますか。大野については、職員がいない状況で、地元から心配の声が上がっています。

協働のまちづくりについて、町のこれからの構想を質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 各課でということですから、後ほど課長のほうから答弁をいたしますが、私のほうからは、指定管理者制度に関して。

以前、お示しをしましたように公民館等の地域交流センターへの移行基本方針ということで、平成30年度ということで示させていただいておりました。ただ、現実的にはそれぞれコミ協での取り組みの状況と違いますか、事情も違いますので、体制の整ったコミュニティ協議会から指定管理を進めていきたいというふうに考えております。

それぞれ状況を見ながら判断をいたしますけれども、できるだけ早い時期にこうした指定管理制度に移行できるように対応していきたいというふうに考えております。

また、職員の今嘱託職員へ引き継ぎを行っておるとい、今引き継ぎ期間ということにいたしておりますが、大野ではちょっと事情がありまして早めに引き継ぐということになりましたんですが、嘱託職員の勤務体制を拡大をして、今対応をさせていただいておるとい状況でございます。連携がうまくとれるように、またその辺は行政も意を配していかなければいけないというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 総務課といたしましては、もともとこの3月まで担当しておった課でもございます、そういったものも含めまして、現在の総務課の立場といたしましては、今年も大野地区で防災チャレンジをやりました。また、曾根地区では防災訓練もやりました。そういった形で防災の関連も含めて取り扱うといたしますか、お手伝いしていただながら一緒にやっていきたいと思っております。

また、その他の課につきましては、後ほど説明があるかと思っておりますけども、敬老会、昨年からコミュ協主催でやっておりますけども、その辺とのかかわりで町民福祉課も説明があらうと思っております。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） 地域振興課としての取り組みについてでございます。昨年の10月に公民館等の地域交流センター移行基本方針というのを定めたところでもございます。この基本方針に沿ってコミュ協ともいろんな協議をしながら、取り組みを進めてまいりたいというふうに思っておりますし、コミュ協もそれぞれ夢プランを策定されております。それについて、いろいろ私ども総会だけではなくていろんな部会、役員会、三役会議等にも出席をさせていただいて、その取り組みの支援をしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。

いろんな地域課題をコミュ協だけではなくて、我々地域振興課と一体になって取り組んでまいりたい。そういう活動をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 石杉町民福祉課長。

○町民福祉課長（石杉 功作君） 各課の取り組みでございますが、特に町民福祉課、去年でいうと健康福祉課のほうですが、28年度から敬老会の運営をコミュ協にお願いをしております。今年度は、来週の日月、17日と18日に実施する予定でございます。

去年はコミュ協の地元開催ということで、身近な場所での敬老会の開催でありましたので、出席率も27年と比べて14.7%でございましたが、28年度は17.4%に増加をしております。

今年度の実施状況を踏まえ、各地区の反省すべき点があらうと思っておりますので、そういった御意見を踏まえながら、30年度にはよりよい敬老会となるように仕組みをコミュ協と一緒に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 済みません、今で全部でしたか。建設課とか税務課とかは直接関係ないから、これに答えるつもりはないということでございますか。

3つ目の質問じゃなくて、今の2つ目の質問に対しての補足でございます。

○議長（福田 洋明君） 暫時休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後2時51分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。藤山産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 産業課としましては、現在も森林づくり県民税を使ったいろいろな山の管理をしていただいております。これについては、赤子山の整備、それから曾根では竹の作業の講習会というふうにはやっておりますが、これを各コミュ協で継続的にいろいろ取り組めるように今後も連携をとりながら進めていきたいというに考えています。

○議長（福田 洋明君） 田代健康保険課長。

○健康保険課長（田代 信忠君） 健康保険課といたしましては、やはり少子高齢化の中で、特に高齢者が住みなれた地域で安心して住み続けられるような、そういった生活全般にかかわる支援、またサービスが切れ目なく提供されることが求められていると思います。住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるいわゆる地域包括ケアシステムの構築を今進めているところでございます。特に、認知症の施策の推進、また在宅医療と介護の連携、そして生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加ということで、具体的にはそういった交流サロン活動の整備とか、また介護予防教室、そういった体操教室、筋トレ等の地域の介護予防と高齢者の社会参加を支援していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 岡村税務課長。

○税務課長（岡村 茂樹君） 失礼します。税務課といたしましては、連携協力できるというような事業等は現在実施しておりませんが、協力連携等ができるものにつきましては、今後も協力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 高岡建設課長。

○建設課長（高岡 浩行君） 失礼いたします。建設課につきましては、地域に密着した安心安全な整備の推進で、老朽化した道路、橋梁の予防的な解消を行い施設の長寿命化を図り、河川、下水路、農道、農業用水路等の生活関連、農業基盤改良施設を計画的な整備を進めてまいりたいと思っております。

また、地元要望等により緊急性を有するものについては、早急に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 次に、角田教育次長兼学校教育課長。

○教育委員会次長兼学校教育課長（角田 光弘君） 教育委員会の学校教育関係の取り組みでござ
います。

学校教育の活動に対しまして、これまでも地域の皆さんの御支援をいただいておりますので、
その部分につきましては、今後も強化していったり、開かれた学校づくり、地域に愛される学校づ
くりを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 兼末社会教育課長。

○社会教育課長（兼末 仁君） 教育委員会の社会教育課でございます。取り組みにつきましては
は、今まで各公民館で活動されていらっしゃった方が、各地域交流センターで引き続き活動をさ
れておられます。その支援もいたしますことも考えておりますし、また教育委員会が行います文
化展、町民音楽祭、人権学習講座、その他いろいろな行事につきましても、その地域の方と活動
されている方が関係しておられますので、引き続き皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思いま
す。

地域振興課及び各地域交流センターと協力しながら、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 各課長さん、それぞれのお答えをありがとうございました。

もともと役場というのは、昔みんなが、それぞれの地域の人たちがやってたことを、やっぱり
専門家集団にやってもらったほうがいいねというのでできた組織です。ですので、特に町の行政
は、住民の生活の一番近くにいるものですから、町長がこれを最重要課題とするというのでした
ら、これを各課は真摯に受けとめて、それなりの活動をしていただきたいと思いますと思ってお
ります。

また国としても、有識者会議など、いろんなところで力を入れてます。この会議の座長は、明
治大学の小田切教授ですが、この方の言葉では「地域運営組織は地方創生の本丸であり、各自
自治体の標準装備だ。公民館活動については、活発なところは地域運営組織も活発である」と、話
されています。

担当職員は、扇のかなめとして、住民の窓口として取り組んでいることと思います。しかし、
事、協働のまちづくりは、全職員で取り組む必要があります。だからこそ各課も自分ごととして
考えてほしいと思います。

協働のまちづくりを進めていく上で、地域内とコミュ協の取り組みの関係、コミュ協と行政の
連携、そして行政内の協働体制が重要になります。この中で、行政内の協力体制については、縦
割りを排除した総合的な対応が必要と考えます。副町長は、陣頭指揮をしてらっしゃいますと思
いますが、体制はどのようにとられているのか、質問いたします。

これからのコミュ協への町のかかわり方により、持続可能な組織となり得るか、これからの真

価が問われています。まちづくりは、10年、20年のスパンで考えていかななくてはなりません。町長は、短期的な成果を求める住民に対しては、長期的にあるべき町の姿を繰り返し説いて、理解を求めてほしいと思います。

生活支援機能の充実した21世紀型のコミュニティを目指して、さらなる努力を期待しています。また、教育長の生涯学習と社会教育についてですけれど、これは本当に、その地域をつくっていく上で、一番基本となる部分でもあります。人と人がつながるのに、いいスキルと言いましようか、生涯学習は、と思います。

一応、平生町の教育の中で、いろいろ書いておられますが、生涯学習を推進しますということで、まちづくりを推進するために各地域交流センターとの連携強化を図りますと書いてありますけれど、今まで職員がいて当たり前だと思ってたんですけれど、大野に関しては職員がいなくなって初めて気がつきました。職員がいかに地域の生涯学習を進めていく上で、プランを進めていく力がある、そういった汗をかく力があるというところに、私は非常に感銘を受けたと申しましようか、それだけにいなくなって、まだ準備が大野の場合できてませんでしたので、ちょっとがたがたになってるところがある。そういった生涯学習を進める上で、各交流センターは、とても大事な場所であります。ですから、生涯学習、社会教育もそうですけれど、進める上で、しっかりとプランをもって進めていっていただきたい。

いろんなものが、今組織がどんどん落ちていきます。各生涯学習も、高齢化によってだんだん活動が落ちてきております。これは現実にそうなんですけれど、そのあたりをどう捉えて、今からいかれるのかなというのが、とても私としては心配でございます。

以上で、私の質問を、この件に対しての質問は終わります。副町長と教育長、お願いします。

○議長（福田 洋明君） 吉賀副町長。

○副町長（吉賀康宏君） 協働のまちづくりの取り組みとして、副町長としての今後の取り組みとこのような内容であると思います。

先ほどから、るるお話がありますように、現下での最重要テーマでございます、参加と協働のまちづくりにつきましては、これは総合計画、またいろいろな年度ごとのテーマで、一番の筆頭に上げておるのが協働のまちづくりということで、町長の補佐役として、私も取り組んでおるところでございます。

私の、今特に重点を置いておりますものに、ちょっとお話をさせていただきますと、協働のまちづくりで、今6地区コミュニティ協議会がございますが、これの連絡会議というのを年に何回かやっております。これには、全て出席することとしておりますが、今までに町長の考えを皆様方にお話をさせていただく。いわゆる公民館から地域交流センターの、そういった移行方針とか、これもかなり説明をさせていただいて、お願いをさせていただいたところでございます。

また、ほかにも、この連絡会議というのは、6地区の活動の情報交換とか、また意見要望、い

ろいろるあります。この辺につきましても、生の声をお聞きしながら、今取り組んでおるところでございます。また、今の地域集落支援員とか、地域交流センターの職員、この研修も担当課のほうで開催しておりますが、その後の懇親会も、町長と一緒に出席して、親睦を深めたこともございますし、また町長、私、いろいろなコミュ協の行事には、できるだけ出席、参加をするようにしておるところでございます。

それと、職員の意識改革と言いますか、もうこれは当然、皆それぞれ思っておるというふうに、私は思っておりますが、先ほどからいろいろお話がございますとおり、最重要課題という基本的な内容の中で、行政の職員というのは、行政のプロである。また、地域の住民でもございます。そういったことで、その職員が地域にもかかわるといのは、まちづくりにとって大きな力に、先ほど議員さんが言われたような、大きな力になるというふうに思っております。

ということで、町長も先ほど申しましたとおり、事あるごとに職員には、地域に根差した職員で取り組んでもらいたいというお話をされておりますが、私も課長外、またその他、いろんな事あるごとに指示を出しております。また今後とも指示をしていきたいというふうに思っております。

それと協働のまちづくりについては、全職員研修会というのをやっておりますけれど、この辺についても、今後も研修を重ねて、引き続き職員の意識向上を図って、先ほども話がございますように、全職員、全課で取り組んでいきたいと思っております。

また先ほどからございますとおり、来年以降についても、粘り強く取り組みをさせていただいて、できるところから指定管理のそういった組織で立ち上がるように、今後とも全庁、全課を上げて取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 教育委員会の今後のかかわりということで、再度の質問でございます。

先ほど、生涯学習の方向性ということでお話ございましたけど、先ほども答弁申し上げましたが、それ以外にも今、生涯学習の方向性を決めるものに生涯学習推進協議会というのを年2回、開催しております。さまざまな団体の方々に参加していただいて、平生町の生涯学習をどのように進めていくのがいいかということ話し合う会でございますけれど、またその中で分科会も開いて、研修も一緒にしていただくというような会もしておりますけど、それが昨年末までは、各公民館の運営協力委員の方々に出席いただいて、やっておりました。

今年度からは、コミュニティ協議会の御推薦によって、それぞれの各地区から出ていただいて、地域との連携のあり方についても、そこでちょっとお話をさせていただくという、主にそういった会で、生涯学習の方向性をしっかり定めていながら、具体的な、それぞれの取り組みをつくっていきなというふうに思っております。

また先ほどもありましたが、議員、ちょっと御心配でございましたけれど、平生町の生涯学習

の低下というか、それぞれの各地域公民館活動をやっておられました方々の高齢化によりまして、それぞれ生涯学習が低下しているんじゃないかというような御不安もありましたけれど、私も大変、平生町に戻ってきまして、それぞれのところに出まして、本当に高齢化してるな、せっかくできた趣味の団体も、どんどんそれになくなっていくということで、大変危惧はしております。

ただ、こういったことと合わせてはないんですけども、逆にそれぞれの地区でまちづくりについて考えようとか、地域をより盛り上げていこうというようなグループもたくさんできているなというのをすごく感じているわけです。

いわゆる趣味の団体が多かったのが、だんだんちょっと下がってはいますが、趣味の団体も、各地域のこまいところじゃなくて、広がって、平生町外にも出ていかれる方もたくさんふえているということもあるんですけど、それとは逆に、先ほど申しましたように、まちづくりをしっかりとやっていこうというような団体もすごく成長してきた。それは多分、必要感があって、そういうものが出てきているのかな。そこがどちらかということ、境が難しくなってきた、教育委員会社会教育だけの枠にとどまっていけないのかということもあって、この地域交流センターになってきたんじゃないかなというような思いがあります。

同じように、そのあたりもありますので、そういった方向性を、しっかりと見定めながら、教育委員会とまた町長部局、地域振興課と協力して進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を、午後3時20分からといたします。

午後3時08分休憩

.....

午後3時20分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、次に、集落支援員の活動について質問いたします。

集落支援員については、6地区の交流センターのうち、4地区に採用されています。採用時に使命や役割についてどのように説明されたのでしょうか、質問いたします。

また、定義として地域のことを調査、点検することで、集落のことを把握し、課題解決や活性化に必要な活動を行うとあります。活動の現状と指導体制はできているのか質問いたします。

指導体制としては、支援員の日常の業務の把握をしているのか。また、支援員との報告、連絡、相談はどうなっているのか。また、4人の支援員の情報交換、支援員同士の情報交換の場はあるのか、どうかお尋ねいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 集落支援員についてのお尋ねでございます。

採用時に使命や役割をどう掲げたのか。指導体制はできているかということでございます。採

用時には、御指摘のように4名の方に、今、御活躍いただいております。業務内容や参考となる集落支援員の活動実践集など、配布をして職務内容等を明確にして、特に業務内容として、指示をさせていただいております。

地域内集落の巡回、状況把握、地域の課題解決や活性化に向けた活動、地域行事や各種団体等への活動支援。地域内外への情報発信、コミュニティ協議会の支援等々でございます。そして、集落支援員として、集落対策の推進に関してノウハウや、知見を有した人材が住民とともに集落点検を実施し、集落に関する、集落のあり方に関して町と話し合いをするという位置づけになっております。

そういうことで、今、活動をいただいておりますが、町として集落支援員、そして、また先ほど言いましたように、嘱託職員との意見交換会。コミュニティ協議会活動にかかる意見交換会やいろんなセミナーでの研修等々、人材養成に取り組んできておりますし、活動日誌を、今、書いて提出してもらっております。活動の状況を把握をしながら適切なアドバイスをしているところでもあります。これからも、指導については、指導体制はしっかりしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） この制度は総務省の過疎地域等における集落対策の推進について、集落支援制度を総務省が創設しているわけです。先ほど町長がいろいろ説明してくださいましたけれど、その中にこの推進要綱に委嘱の方法、期間、名称等は地域の実情に応じて、弾力的に対応することで差し支えないとしています。この集落支援員を一体どのぐらいの期間雇うつもりがあるのか、ないのか。またコミュニティ協議会との連携、役割、場所によっては、自治体によっては、この集落支援員のそのままコミュニティの職員として活動をしているところもあります。集落支援員という名前もちょっといろいろと語弊があるような名前で、これも変えても差し支えないがないのですけれども。変えて、コミュニティ協議会の中に吸収するという方法もあると私は思います。一体、どのぐらいの期間採用するのか。また、6地区の中で4地区就任していますよね。あとの2地区はどうされるのか。これは、せっかく国のいい制度ですので、これを利用しない手はないとは思いますが。

支援員のお給料も国が出してくれるわけですから、あと国の財政措置はもうちょっと支援員のさっきの経費もなんですけれども、集落点検の実施に要する経費とか、集落における話し合いの実施に要する経費とか、点検、話し合いを通じ、必要と認められる施策に要する経費とか、そういった財政措置もしております。そういったものを使うつもりが、あるかどうか。

以上、任期とか名称、国の財政措置の利用についてお伺いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 地域振興課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） 集落支援員についてのお尋ねでございますけれども、まず、任期、いつまでこういう制度を続けていくのかということでございますけれども。個人との契約期間については、1年ということでございます。地域おこし協力隊のときには3年という期間があるわけでございますけれども。これは、期間というものが総体的にあるわけでありませぬので、1年更新しながら評価しながら何年かはやっていただくというのが前提になってくるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

それから、いろんな財源措置というのが、先ほど議員さん言われたようなものがございます。上限としては、350万円ということで、これは人件費であったり、いろんな地域活動とか、そういうことに要する経費も充当できるということでもございます。

ただ、兼務、例えば自治会長さんとの兼務、あるいはコミュニティの事務局長さんとの兼務ということであれば、これは上限が40万円という、そういう規定があるところでございます。集落対策については、総務省のほうからもいろいろ要綱の改正とかございまして、財源措置する以上、しっかりと取り組みを進めていただきたいということでもございます。その視点に沿って、これからもしっかりと集落支援員を指導してまいりたいというふうに思っているところでございます。

具体的には、委嘱するときに設置要綱等において、その役割を明確化することということ。あるいは主要な報告をきちっと回数を求めて定めて公共団体と十分な連携を図ること。それから支援員の求める人材として、行政経験者とか農業委員とか、農業関係業務の経験者、経営指導員経験者等もこういう人材を活用することが望ましいという総務省からの要請もきているところでございます。これらは、やはり農地の荒廃とか、いろんな調整池の役割とか水源涵養とかそういうのが荒廃しているから、そういう取り組みの集落対策もしっかりしていただくようにと。そういうことに基づく国の考えだろうというふうに思っているところでもございます。

以上です。（発言する者あり）今、4地区に集落支援員さんを配置をしておるところでございます。曾根と堅ヶ浜については、地域のほうから、配置してほしいという要望等ございましたら、できればやっぱりコミュ協の推薦の方とか、そういう方を配置できればというふうには思っているところでございます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、言われたように、財政支援については、集落支援員一人あたり350万円を上限に特別交付税措置を講じています。自治会長とか集落支援員を兼務する場合には、おっしゃったように40万円を上限としています。この措置が一体いつまで続くのかという心配もあるのですけれど、せつかくのいい財政措置もあるわけなので、これをしっかり使われて、名称はいろいろ突然どんな名称にしたらいいかというようなどころもありますでしょう

から、こちらに置いておいて、しっかりこの1年更新で人を育てて、人的、財政的な支援をして
いただきたいと思います。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 要望でいいですか。答弁要りますか。

これをもって、一般質問を終了いたします。

○議長（福田 洋明君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。渕
上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） 先ほどの教育長の行政報告の中で、教科書問題、道徳教科書につ
いて郡内教育委員会で決定をすると、このような報告を受けました。この道徳教科書について、
どういう教科書に決定をされたのか。決定されていない方がいいです。決定をされておれば、ど
ういう教科書になったのかお願いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 教科書の今、選定を行いました。8社ありまして、その中の1社を選
ぶということで、教育委員会最終結果として、廣済堂あかつきの教科書を選定しているところで
ございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成29年度平生町一般会計補正予算から議案第4号平成29年度平生町後
期高齢者医療事業特別会計補正予算までの件について、一括して質疑を行います。質疑はありま
せんか。松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 補正予算の19ページの教育費のところの保健体育費の工事請負
費、堀川公園藤棚改修、これ198万円。ちょっと藤棚に200万円近い金額をかけるのはどう
いうことなのかということで、……できないなと私は思っているんですけど、これはどんな方法
で改修するのかということで。なくなるのは寂しいかなと思いますけど、財政厳しい中で藤棚を
維持していかなきゃいけないというその根拠というか、そういうのを説明してもらえますか。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 今、藤棚のことでということでございますけれど、今、あそこの公園
につきましては、今、改修をするということで、ちょっと使えない状況であって、大変危険な状
況になるということで、今、使えないようにしておりますけど、今後、そこをどうしていくかと

ということも考えております。そのまま、今の大きさを、サイズで行くと、大変高価なものになるというので、半分サイズにしていこうというようなことで、今、その補正予算が上がっております。

また、あそこに日よけ部分も必要なんじゃないかということが、まず第一の考え方でございます。それにつきましても、あのあたりに子どもたちがもう少し遊べる空間がほしいというような要望も上がっていきまして、そのこともあわせて、あそこをちょっともう少し、今、木がたくさん植えてありますので、少し木をすっきりと伐採をしながらも、日よけ部分があつて、一つの公園もちょっと考えていきたいということもあつて、あそこに日よけも含めた藤棚の改修ということで、今、考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） これから少子高齢化社会になって、藤棚っていうと結構管理が大変だと思う。また、曾根公民館の建てかえのときにも、グリッドパターンという提案されてきた業者のやつもちょっと難しいんじゃないって、やめてもらったのかどうか、私のいうことを聞いてもらったかわからないですけど、ちょっと駐車場のスペースも広くしたいという意見もあつたから、周りの植栽もなくしたらどうという提案をさせてもらって、植栽もなくしてもらつたということもあつたので、これから討論……、先ほどの私の一般質問じゃないですけど、公費のかかる草の管理やそういうのも、できなくなっていくんじゃないかなと思つたり、そういうことも考えてちょっと判断していただきたいと思うんですが、藤棚の管理、今、どういう現状でやっているのか。今後、どうなっていくのか、幾らかかるのか、そこまで考えていらっしゃるのでしたら教えてください。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 社会教育課長のほうで答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 兼末社会教育課長。

○社会教育課長（兼末 仁君） 先ほどの藤棚の質問でございますけれども、この藤棚の管理は、一帯がテニスコート、スポーツセンター、それと古墳公園を含めての堀川公園ということが通称名で言われています公園で、私どもの社会体育班のほうで管理をしております。公園管理につきましても、今、月、水、金とその管理をする方を雇って、公園の草刈り、あと樹木の剪定、藤棚も含めて管理もしていただいております。この藤棚の経緯でございますけれども、昭和63年にテニスコートができたときに、あの公園を整備されたようでございます。ですから、約30年ぐらい藤の木が立っておるし、趣がある現状で、今、立派に成長しております。

先日、梁の部分が折れまして、今まで支えておつた部分が、取りかえられる修理は以前にしておつたんですけども、今回大きな梁が折れて、倒れそうな、倒壊になりそうな状況でございます。

小修繕で今までしておりましたけれども、今回は全体を含めての改修をする必要が生じてきたわけでございます。よって、今の大きさの現状が一番いいかと思っておりますけれども、日陰ができていい状態でございますけれども。予算的なものもありますし、今後の先ほどございましたように、計画していく中で公園整備の計画した中で憩いの場として、その藤棚の日陰を今まで藤が育っておったのを生かしながら、それを改修していきたいと思っております。

今後、新しい部分につきましては、腐らない擬木の商品を選んでやってみたいなという予定でございます。今の藤の幹を生かしながら、趣がある藤棚を住民の憩いの場であります公園として活用していけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 一般の補正予算11ページです。

2点ほどお尋ねいたします。まず、財産管理費の新庁舎建設の委託料です。それと地域交流センターの運営費、2点についてお尋ねをいたします。

財産管理費の新庁舎建設の基本構想・基本計画策定の委託料。一般質問の中でも新庁舎に対する町長のお考え方というのは、ただされている議員さんいらっしゃいました。それに至る前に庁舎の建物ばかりのお話ではないかと思うのですが、町の条例には、庁舎というのは、土地、建物、それと設備を庁舎を呼ぶというふうに規定をしております。

なぜ、今、建物ばかりのお話になるのかという話で非常にちょっと疑問視させていただいておりますので、少しお尋ねしたいと思います。

建物については、第三庁舎を活用するということですが、平成5年、約25年たっています。これを活用するかどうか、非常に大きな岐路、考えなきゃいけない部分もあると思います。一面では老朽化という25年という経緯であれば、当然、その後建てた後もそれだけの年数の差というのは、絶えず両方出てきますから、いずれもう25年すれば50年が償却ですから、第三庁舎のことも考えていかなければならないという、当然、方向になろうかと思えます。

建物については、現庁の庁舎の中、いろんな附属の施設が入っています。例えば、シルバー人材センターですね。こういったものが、今、入っていますけれど、これら一体どうされるのかということ、ちょっと基本的な考え方ですね。それと、土地については、職員の駐車場、また、来館、駐車場ですよね。これ職員さんの駐車場、今、借り上げて、お支払いされているような状況ではないかと思いますが、これも手狭な町有地の関係からそういうふうになっていると。今後、どうされるのか、やはり、建てかえされるときには、そのことも含めて。それと、来館者の駐車場、結局手狭なものですから、分散している状態です。これをどう整理されていくのかということも、やはり、重要なポイントではないかと思えます。

それと、あとは設備、プロパン庫とか電源設備の設備も当然なんですけど、いわゆる公用車の

車庫。これもある程度分散しております。それと書庫、あちこち分散しております。これらもどう整理されるのか。

また、パソコンのサーバーについても、独立した状態で、今、建て増しをされておりますけれども。これらのことも、庁舎全体を含めて、今、お示しをある程度素案の中で、25年だったかですか、庁内検討委員会を設置されてお話されてきているということですから、ある程度、大方建物だけでは、庁舎というのは、建物だけではないよというようなことを規定されていますので、ある程度庁舎というのは、住民の税務情報とか、住民情報、こういった集積の場所でありますし、また、職員さんの働き場、仕事場でもあると思います。

やはり、そういった環境、福利厚生の方から、やはりこの段階においては、ある程度公表、庁内検討委員会でされたこと。5年もされていることですから、おわかりになる範囲でお知らせをいただきたいと思います。

それと一番の問題なんですけれども、町役場への進入路の問題。現在、職員の皆さん方、また私たちがそうなんですが、主はこの旧国道から真っ直ぐ入って来られると思いますけれども。ある程度の台数、桜町線を入られて、ここの川を下れて入って来られるパターンと、こっちのほうですよ。いろいろ分散して手狭なところを通学路と兼用で入っていらっしゃると思うのです。時間帯も多少違いますけれども。その辺のところを、やはり考えた上での、この現地での建てかえというものを、当然選択されたんじゃないかなと思いますが、その辺の経緯は庁内検討委員会のところでどのようにされたか。

特に、ここの旧国道からの進入路、左手側は非常に見通しがきかない。この進入路に関して、歩道もないし、車が離合すれば非常に歩行者の方には不便をかける。警察でのこないだ素案の1の中では、今、駐車場と借りていらっしゃる側だけで、こっちの拡幅の予定はないように一応結論出されていらっしゃいますけど。やはり、全体を見て、考えなければいけないと思うのです。手狭な道路を通して来ている現状。これをどう考えていらっしゃるのか、少し。それと、先ほども申し上げましたけど、職員さんの駐車場の問題どう整理されていくのかを少し、わかる範囲でも結構です。

また、これらは基本構想・基本計画の中に当然策定されていかれるとは思いますが、少し御報告をお尋ねさせていただきます。

それで、25年から庁内検討委員会を設置されて、そういう庁舎の建てかえは必要事項ということで、学校、子どもたちの安全な教育を目指して学校教育の施設の建てかえをしたということだったんですが。その間、いわゆる公共施設建設基金には、穴埋め的な積立金しかされずに。この補正で500万円ほど積み立てされていらっしゃいますけど。全然、こっちに胸に響かない。そういう検討してきた割には、ずっと知らぬ知恵を絞って、経費削減等の具体的な行動、アクションはとってこられなかった。何とかなるんじゃないかと、先延ばしで押されてきたんじゃない

かという懸念を私持っていますので、少し、公共施設建設基金との兼ね合いもあわせてお尋ねをさせていただきます。

それと、もう一点は、地域交流センター。佐賀の地域交流センターの防水・床改修工事なんですけども、少し経緯を。もう少しお尋ねさせていただきたいと思います。雨漏りに関しては、たしか今年の6月だったですか、横雨でかなりひどくなって。それ以前にも、たしかそういう要望があったのではないかと思います。2階の大広間の床の改修についても、これももう数年も前から要望があって、なかなかできなかったものではなかったかと私、記憶しているんですけども。たまたま県の補助金があるからのったということなんですけども。それにしても、経費節減、緊急性のあるものに取り組むスタンスが少しあやふやではないか。と申しますのも、1点目は、なぜ、耐震工事と一緒にできなかったのか。これらは、今まで急な補修ではなかった。県の補助事業に乗ったと言えばそれまでのことなんですけど。それにしても、その間、相当の設備の老朽化に拍車をかけているわけです。

いわゆる経費節減、公共施設の維持管理、長寿命化という大きな命題とも相反しているのではないかと思います。なぜ、耐震と一緒にできなかったのか。また、県の補助事業、これ1,500万円ですから、当初予算組みでの正確をするのが私自身、正当化じゃないかと思う。これだけの大きな予算組みですから。それと工事の内容についても、防水と床工事、町内業者さんの状況、先ほどからもいろんな話が出ていますが、分けて分離発注でもよかったんじゃないか。どうせという言い方はありませんが、耐震工事が年末まで多分かかると思う。そうすると、年がかかってからということになって、案外、その辺の工事の期間の問題もあって、佐賀の交流センターはしばらくの間使うことができないんじゃないかという懸念も持っているんです。そうすると、コミュ協が主に使っている施設として、果たしてコミュ協と事前に打ち合わせをされたのかどうなのか。

あまりにも、ちょっと急に予算組みの経緯等も踏まえて、経費節減の意味からもどういような状態であったのかということでお尋ねを、以上、2点ほどさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） まず、総務課長から答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの補正予算の11ページの財産管理費の委託料897万5,000円、新庁舎建設基本構想・基本計画策定と、地域交流運営費の工事請負費1,500万円、佐賀地域交流センターの防水改修についての答弁をさせていただきます。

まず、1番目の新庁舎建設基本構想・基本計画策定につきましては、御質問にありましたように、第三庁舎の活用。これはもう25年を経過しておりますという中で、また、基本的には耐用

年数が50年であります。公共施設管理計画の中にもありますように、大規模改修がおおむね30年。使用できる範囲の建てかえというのが、約60年というような形の中での大枠のくくりがございます。その中で、今回、第三庁舎を今の本庁舎自体がもう57年経過していますので、これに変わるものとして、第三庁舎の向こう側に新しい庁舎を建てていくことが一番今の段階では、いいのではなかろうかというのが検討委員会の結論でございます。

検討委員会の中で、どういう話、協議をしていたかという話にもなるんですけども、例えば、附属施設としてのシルバー人材センターの入っている旧公民館の施設をどうするのかということ。それから、書庫とか職員駐車場。また、来庁者の駐車場、あともろもろの設備についての話がございますけど、まだまだそういった具体的なことまでは、話は詰めてはおりませんが、今、基本構想・基本計画を策定していく中で順次、具体的なものを詰めていくことになると思います。

ただ、方向性といったしましては、今ある本庁舎につきましては、いずれは解体という話になってまいりますし、そこを駐車場として利用するようになる形になると思う。また、今の書庫やシルバー人材センターの入っているところにつきましても、例えば今の第4庁舎が、今、健康保険課が入っていますけれども、できるものであれば、引き家といいますか。そういった形で移動して、こちらの第三庁舎に近いまとまった使い方ができるぐらいのことができないかということも考えております。

ですから、あくまでも点在するのではなくて、一つのところ辺に固まりをつくりつつ、そこで一体的な機能を果たしていくということで、今、できないかということを考えているところでございます。

それから、進入路につきましては、確かに一番短い町道という位置づけでございますけれども、こちらにつきましても、離合のできる車線でもありますので、こちらは、今のまま拡幅はできないにしても、活用できたらというふうに考えております。

それから、検討委員会の検討事項につきましても、先ほど申しましたように、個々具体的などころまでは、なかなかできていない部分もございます。ただ、町民の利便性を考えてやっていけばいいんじゃないかという話もございましたし、その点につきましては、今から、委託をいたします基本構想・基本計画の中で取り組んでいけたらと思っております。

次に、地域交流センターの件につきましてであります。

最終的な結論を申しますと、今回、県の2分の1の補助が受けられると。単県補助でございますけれども、が、確定いたしましたので、それを今回の財源として充てていくということで、上げさせていただいています。

本来、1,500万円ですので、当初予算に計上すべき金額とは承知はしておりますけれども、たまたま、県の補助事業のメニューの中にこういったものが該当になるよということが、この当初予算を組んだ後のいろんな財源を探している中で、直接担当課のほうにそういったことを確認

する機会がございまして、できましたので、今回改めてやらせてもらおうと思っております。

また、新年度については、30年度に持っていこうと思えば、県のほうも財政事情が厳しゅうございますので、なかなかそれが100%オーケーですよということにもなりにくい。そういう話もございますので、今回あえて補正で組ませていただこうと、ここに計上いたしておるものでございます。

それと、今の分離発注できないかというお話でございますけれども、今の耐震化の関係の工事もあわせてでありますけれども、できれば、年度内にできるような形で取り組みをしていきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 再度、確認だけさせていただきますが、御答弁もできればいただきたい。いわゆる委託先というのは、多分、町内業者さんじゃあ、ないですよ。多分、県内、県外かどうかわかるまで、それは指名かどうかわかりませんが、いろんなことを調査されて、コンサルさんもされるとは思うのですが、やはり、一番のメインは庁内検討委員会での結論が一応素案としては、優先されると思うのです。委託するコンサルさんと一緒に基本構想の中でと言われますけれども、住んでいるのは私たちですし、仕事されているのも私たちですし、その中で先に決められるということの重大さというのもよくわかるんですが、ある程度、しっかりお話ししとかなないと、町外の方が見て、それはどっかにひな形が正味の話あるんですよ。それを引っ張って、名前を変えられるんです、コンサルさん、多分です。推測するのに。それに乗ってやったんでは、町民の利便性、いろんなことを言われていますけど、果たしてできるんでしょうかということは、お伝えをしておきます。

最後に1点だけお尋ねするのが、できれば年度内というようにお話があったので、少し不安視するんですけれども、年度内の間、かなり交流センターの機能、町民の皆様方の生涯学習等で使う場が考慮しなければならぬ事態というのが、今から約半年続くんではないかと思うのです。そのことを、コミュ協かどちらかへ、ちゃんと打ち合わせされていますか。かなり、佐賀の地域の住民の皆様方に考慮はしとかなないと、いろんな不都合が出てくるんじゃないかと思うんですけど。その辺のところだけ、お尋ねをしておきます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 地域振興課長から答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） 佐賀地域交流センターの防水・床改修に絡んで、コミュ協ともしっかり打ち合わせをしたのかという御質問だと思います。これから耐震工事に入るわけでございます。その間、使用できない部屋というのが出てまいりますので、これはしっかりと周知してまいりたいというふうに思っております。

それと合わせて使わない時期がございますので、その間に床改修、防水工事をあわせてやっていくというものでございますので、先ほど、総務課長が申しましたように、年度内には完成をさせたいという思いでございます。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） ちょっとびっくりしたんですけど、もう一回よう確認します。そうすると、耐震補強が延びる。その間にこの交流センターの防水・床改修に入るということになるんですか。その理由は何ででしょうか。普通順番的に言えば、9月ぐらいが耐震の入札予定ぐらいじゃなかったですかね。どういう工事計画、スケジュールでそういう予定になるんでしょうか。少し、御説明いただけませんか。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） 失礼いたします。9月の4日に耐震工事の入札は行いまして、業者が決まったということでございます。これからしっかり工程会議を交流センターあるいは、コミュ協、そして私の地域振興課、建設課等、工程会議に入ってまいりたいというふうに思っております。その間、耐震工事の間、使えない部屋というものが当然出てまいります。その間にあわせて、2階のカーペットの張りかえ等を実施していきたいというふうな考えでおるところでもございます。

だから、耐震工事を延ばすとか、そういうものではなくて、あわせてやっていくと。そういう計画でございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号町道路線の変更について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、決算の認定についての質疑を行います。

一般会計の歳入は一括。歳出は款ごとに質疑を受けていきます。特別会計は、会計ごとに、歳入歳出一括して質疑を行います。

まず、認定第1号平成28年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。歳入に入る前に決算全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

それでは、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次の歳出は款ごとに質疑を行います。まず議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に農林水産業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に教育費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に公債費、諸支出金、予備費については一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第3号平成28年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第4号平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第5号平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第6号平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第7号平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第1号平成28年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から報告第11号地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、9月13日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第29、決算審査特別委員会の設置、日程第30、委員会付託を追加いたします。

追加日程第29. 決算審査特別委員会の設置

○議長（福田 洋明君） 日程第29、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第7号までの件を審査するため、議長及び議会選出の監査委員を除く9名の議員を委員とする決算審査特別委員会の設置をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの件を審査するための決算審査特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において、河内山宏充議員、細田留美子議員、洲上正博議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、中川裕之議員、村中仁司議員、松本武士議員、中本敦子議員を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの9名が決算審査特別委員会の委員に選任されました。

ここで暫時休憩いたします。4時30分から再開いたします。

午後4時15分休憩

.....
午後4時30分再開

○議長（福田 洋明君） それでは、再開いたします。

ただいま決算審査特別委員会を開催し、委員長に松本武士委員、副委員長に村中仁司委員を選出したとの申し出がありますので、御報告をいたします。

追加日程第30. 委員会付託

○議長（福田 洋明君） 日程第30。

お諮りいたします。議案第1号から議案第5号までの件及び認定第1号から認定第7号までの件は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会及び決算審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会及び決算審査特別委員会に付託することに決しました。

○議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9月22日午前10時から行います。

午後4時31分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 松 本 武 士

署名議員 村 中 仁 司

平成29年 第4回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成29年9月22日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成29年9月22日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 町道路線の変更について
- 日程第7 認定第1号 平成28年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成28年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

- 日程第5 議案第4号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
日程第6 議案第5号 町道路線の変更について
日程第7 認定第1号 平成28年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第8 認定第2号 平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9 認定第3号 平成28年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10 認定第4号 平成28年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11 認定第5号 平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12 認定第6号 平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13 認定第7号 平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について
日程第15 議員派遣について
日程第16 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（11名）

2番 中本 敦子 <small>さん</small>	3番 松本 武士君
5番 村中 仁司君	6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君	8番 淵上 正博君
9番 細田留美子 <small>さん</small>	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 岩本ひろ子 <small>さん</small>
13番 福田 洋明君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 天艸裕太郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	新田 保弘君	会計管理者	中本 靖則君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
地域振興課長	藤田 衛君	町民福祉課長	石杉 功作君
税務課長	岡村 茂樹君	健康保険課長	田代 信忠君
産業課長兼農業委員会事務局長			藤山 一人君
建設課長			高岡 浩行君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			兼末 仁君
財務班長			久保 秀幸君

午前10時00分開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中川裕之議員、河藤泰明議員を指名いたします。

日程第2. 議案第1号

日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 認定第1号

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

○議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成28年度平生町一般会計補正予算から日程第6、議案第5号町道路線の変更について及び日程第7、認定第1号平成28年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第13、認定第7号平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を議題といたします。

これより、所管委員会における案件の審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めますが、認定第1号から認定第7号までの件を付託した決算審査特別委員会の報告は省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

それでは、松本武士総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（松本 武士君） 総務厚生常任委員会の審査の経過及び結果の報告を申し上げます。

本委員会は9月19日に委員会を開催し、本会議から付託されました議案第1号中所管事項、議案第2号から第4号について審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質疑を行いました。反対討論、賛成討論は特にありませんでした。採決の結果、お手元の資料にありますように、全て全会一致で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。以上をもちまして本委員会の報告といたします。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（村中 仁司君） 産業文教常任委員会の審査の経過及び結果の報告を申し上げます。

本委員会は9月20日に委員会を開催し、本会議から付託された議案第1号中所管事項、議案第5号の審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質疑を行いました。反対討論、賛成討論は特にありませんでした。採決の結果、お手元の資料にありますように、全て全会一致で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。以上をもちまして本委員会の報告といたします。

○議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、議案第1号から第4号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論の発言を許します。松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） それでは、私なりの意見を表明させていただきたいので、賛成討論という形で発言させていただきます。よろしくお願ひいたします。

今回の議案第1号平成29年度平生町一般会計補正予算にて、堀川公園の藤棚が壊れたため改修費用として199万8,000円の予算が計上されました。現在13メートル掛ける4メートルある木製の藤棚を、5.5メートル掛ける4メートルのコンクリート製のものにかえるものです。

この計画について町民の方に意見を聞いてわかったことがありますので、今後の堀川公園の整備計画のために申し上げます。藤棚に関する子育て世代の女性の方の御意見を申し上げます。日陰として利用するには、花が咲けば蜂が来て子供が刺される心配があり、また、毛虫もいるので嫌だということでした。私が藤棚のことを聞いた方の5人中3人の方は、藤棚はいらないとおっしゃいました。ぜひ残してほしいという方はいませんでした。かわりにあずまやなどの落ち着いたくつろげる空間が欲しいとのことでした。

この意見を聞いて、狭い堀川公園に5.5メートル掛ける4メートルの藤棚を建てて、本当に町民のためになるのか私は不安になりました。藤の管理も大変ですし、町は藤棚が利用者にとって受け入れられるのか再度調査し、その結果によってもっと小さな藤棚に計画変更する必要があるのではないのでしょうか。

厳しい財政状況です。効果的な投資をするためにも、再調査の御提案をこの場でさせていただきます。また、堀川公園を整備されるのでしたらしっかりPRし、利用者が確実にふえるよう広報等をよろしくお願ひします。

今後の少子高齢化社会による町税収入の減少や、庁舎などの公共施設の老朽化に伴う大規模改修、社会保障費の増大を考えると、これから先は大変困難な道のりです。戦略的に縮むことが求められています。町民のニーズをしっかり捉え、効果のある投資をしていただくよう、最後に申し上げます。私の賛成討論といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（福田 洋明君） 次に反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で議案第1号から議案第4号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第5号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で議案第5号に対する討論を終了いたします。

続きまして、認定第1号から第7号に対する反対討論の発言を許します。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、ただいま議題となっております、認定第1号平成28年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について反対の立場から討論をいたします。

自治体財政の健全化を示す財政健全化判断比率、経常収支比率から、平成28年度の財政運営は持続可能、健全な財政運営に努めたとは言い難いと判断し、反対討論を申し上げます。

なぜ反対するのか、その理由は決算指標数値並びに歳入歳出決算額を理由に申し上げます。

まず3つの決算指標数値を根拠に理由を申し上げます。

1点目。地方公共団体の借入金、いわゆる地方債の返済額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表す実質公債費比率では、前年度との比較で15.0%から14.4%と改善をいたしておりますが、これは指標数値が3カ年の加重平均による影響であります。単年度別で比較すると、実質公債費比率は、27年度13.68%、28年度14.38%と、0.68%上昇、悪化をしております。

2点目。地方公共団体の借入金など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表す将来負担比率では、前年度指標数値168.1%から173.2%と上昇。指標数値は5.1%上昇、悪化をしています。

3点目。財政構造の弾力性を判断する指標、数字比率が低いほど弾力性が大きいことを示す経常収支比率は94.3%。前年度より5.1%上昇、悪化しております。これはさらに財政の弾力性を失いつつあることを示しております。

次に、3つの歳入歳出決算額を根拠に反対する理由を申し上げます。

1点目。単年度収支は6,821万7,705円の赤字であること。28年度決算で一般会計は実質収支額1億3,762万円と報告はされていますが、これは27年度決算での一般会計の実質収支額2億583万9,684円が含まれての額であります。単年度収支は6,821万7,705円の赤字であります。27年度と28年度分の差額6,821万7,705円は前年の繰り越しを食いつぶした決算であります。

2点目。当初予算と比較すると歳入歳出予算計上が甘かったと判断いたします。普通交付税は錯誤措置により減額。地方消費税交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金などは、当初予算と比較いたしますとその割合は半減しております。前年度の27年度決算をそのまま踏襲したかのように判断をいたします。予算計上の先行きの不透明な部分は重々承知をいたします。が、現下の財政状況では予算計上の甘さが財政運営をさらに悪化させる一因でもあります。

3点目。財政基金は減少している。財政基金の積み立て額が取り崩し額を下回り、年度末の残高は3億5,338万円であります。前年度よりも約1,684万円減少しております。貯金を取り崩し、一般会計は成り立っていると云えます。いよいよ貯金残高も底をつく状態ではないで

しょうか。基金依存体質からの脱却への取り組みは一体どうなったのでしょうか。

最後に、真に持続可能、健全な財政運営を目指すには、住民との情報共有、参加による財政規律を働かせる仕組み、ルールづくりを提言としてつけ加え、認定第1号平成28年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定に対する反対討論といたします。

以下、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号に関しましても、私は一般会計に反対であります。これらの各特別会計決算は一般会計からの繰入金を構成している会計であることから、認定については反対をいたします。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で認定第1号から第7号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号平成29年度平生町一般会計補正予算を採決いたします。議案第1号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決との報告でありました。

議案第1号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を採決いたします。議案第2号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第2号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第3号平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算を採決いたします。

議案第3号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第3号は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって議案第3号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第4号平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を採決いたします。

議案第4号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって議案第4号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第5号町道路線の変更についての件を起立により採決いたします。

議案第5号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって議案第5号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、認定第1号平成28年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって本案は、委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第2号平成28年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって本案は、委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第3号平成28年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第5号平成28年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって本案は、委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第6号平成28年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定ついてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって本案は、委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第7号平成28年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって本案は、委員長の報告のとおり認定いたしました。

日程第14. 同意第1号

○議長（福田 洋明君） 続きまして日程第14、同意第1号平生町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

去る9月12日に御提案を申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに各常任委員会及び決算審査特別委員会におきましても慎重に御審議を賜りましたこと、まずもって厚くお礼を申し上げます。

そしてただ今は、予算4件、事件1件、認定7件につきまして御議決を賜りましてまことにありがとうございました。

今後、間もなく下半期に入りますので、事務事業の進捗に注意を払いますとともに、財政運営を含めて行政の効率化に努め、住民生活の向上に全力を挙げて取り組んでまいる所存でございますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日御提案を申し上げます案件は、人事案件1件でございます。

それでは、同意第1号平生町教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

今月末日をもちまして任期が満了いたしますのは、教育委員を務めていただいております松村

央美氏でございます。松村氏におかれましては、4年前の平成25年10月1日に教育委員として任命いたしております。

松村氏の略歴は議案裏面に添付いたしておりますが、昭和21年10月15日生まれの70歳でございます。昭和44年3月に山口大学教育学部小学校教員養成課程を御卒業後、同年4月から教諭として大島町立沖浦西小学校に勤務をされ、平成16年3月に柳井市立余田小学校校長として退職されるまでの35年間、教鞭をとってこられました。退職後におきましては、平生町公民館長として、本町の社会教育の推進に御尽力いただいております。

教育委員就任後の4年間は、学校や各種地域行事にも積極的に御参加いただくとともに、御自身の豊富な経験を生かされ、学校教育、社会教育両面にわたり、広い視野から多くの貴重な御意見をいただくなど、本町の教育振興に多大なる御貢献をいただいております。

健康面におきましても大変お元気で、十分職責を全うしていただけるものと考えて、再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、町議会の御同意をお願い申し上げるものであります。

以上をもちまして、同意第1号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げます。と存じますので、よろしく御審議をいただきまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって本案については、討論を省略することに決しました。

これより、同意第1号を採決いたします。本案について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり同意されました。

日程第15. 議員派遣の件

○議長（福田 洋明君） 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりとすることに決しました。

日程第16. 委員会の閉会中の所管事務等の調査

○議長（福田 洋明君） 日程第16、委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたしま
す。会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長、及び
議会運営委員長から、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しまし
た。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、平成29年第4回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 中 川 裕 之

署名議員 河 藤 泰 明